

平成 30 年度

北海道型

再犯防止対策

検討調査業務

報告書

平成 31 年 2 月

北海道

| 法務省 再犯防止等推進調査地方公共団体受託事業 |

目次

第Ⅰ章 調査の概要.....	1
1. 調査の背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	2
2. 調査の概要.....	3
3. 本報告書における留意事項.....	3
第Ⅱ章 支援対策等に係る実態調査.....	4
1. 調査目的.....	4
2. 調査概要.....	4
(1) 犯罪者等に特化した支援を実施する機関.....	4
(2) 犯罪者等に限定せずにサービス・支援を実施する機関.....	4
3. 調査結果.....	5
(1) 犯罪者等に特化した支援を実施する機関.....	5
(2) 犯罪者等に限定せずにサービス・支援を実施する機関.....	16
第Ⅲ章 支援者等への実態調査.....	32
1. 調査目的.....	32
2. 調査概要.....	32
3. 調査結果.....	33
(1) 支援者（保護司）について.....	33
(2) 対象者について.....	45
第Ⅳ章 道民の意識調査.....	55
1. 調査目的.....	55
2. 調査概要.....	55
3. 調査結果.....	56
(1) 基本属性.....	56
(2) 犯罪や非行をした人たちに必要な支援について.....	59
(3) 再犯防止に向けた取組や、犯罪や非行をした人たちとの関わり.....	67

第Ⅴ章	先進事例調査	75
1.	調査目的	75
2.	調査概要	75
3.	調査結果	76
	（1）沼田町就業支援センター	76
	（2）長崎県地域生活定着支援センター	80
第Ⅵ章	総括	84
1.	調査結果まとめ	84
	（1）支援対策等に係る実態調査	84
	（2）支援者等への実態調査	85
	（3）道民の意識調査	86
	（4）道内外の先進事例調査	87
2.	調査結果を踏まえての考察	89
	（1）介入者の役割分担と連携に対する課題	89
	（2）支援が届きにくい犯罪者等の存在	90
3.	再犯のない社会に向けて	91
資料編		
1.	協力雇用主に対するアンケート	95
2.	自立相談支援機関従事者アンケート	106
3.	保護司に対するアンケートにおける基本クロス集計結果	111
4.	道民に対するアンケート	138
5.	アンケート調査票	164

1 調査の背景と目的

(1) 背景

平成 8 年以来、毎年戦後最多を更新した刑法犯の認知件数が平成 14 年をピークに減少に転じ、平成 28 年には戦後初めて 100 万件を下回り、ピーク時の約 3 分の 1 まで減少する等、日本の犯罪情勢は全体として大きく改善している。

しかし、平成 16 年から平成 17 年にかけて刑務所出所者等による重大再犯事件が立て続けに発生したほか、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の比率は上昇し続け、平成 28 年には 48.7% と最も高くなった。法務総合研究所による、昭和 23 年から平成 18 年までの約 60 年間にわたる犯罪記録の調査から、全犯罪者の 3 割である再犯者が全犯罪件数の 6 割を実行している状況も明らかになった。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することや、捜査・公判を適切に運用することで適切な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした者が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要である。しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、嗜癖※、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、社会で生きづらさを抱える者がおり、立ち直るためには、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていた。こうしたことから、生きづらさを抱える犯罪や非行をした者を地域社会で孤立させない「息の長い」支援を行うためには、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直し、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携強化して総合的に施策を講じることが求められるようになった。

そのような中、平成 26 年には、平成 32 年のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組むために検討が開始され、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法」という）」が制定され、同月施行された。

政府は、推進法の施行を受け、平成 28 年 12 月、犯罪対策閣僚会議の下に、「再犯防止対策推進会議」を設置し、また、平成 29 年 2 月からは「再犯防止推進計画等検討会」において、再犯防止推進計画案の具体的な内容の検討と取りまとめをおこない、平成 29 年 12 月、「再犯防止推進計画（以下「推進計画」という）」を閣議決定した。

推進計画では、推進法第 2 章に規定されている基本的施策に基づき、①就労・住居の確保等、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等、③学校等と連携した就学支援の実施等、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等、⑥地方公共団体との連携強化等、⑦関係機関の人的・物的体制の整備等、これらの 7 つの重点課題として、155 の再犯防止施策を掲げている。政府による犯罪や非行をした者

に対する各種の社会復帰支援のための取組は、原則として司法手続きの中に限られる。司法手続きを離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

また、推進法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策（以下「地域再犯防止推進計画」）を定めるように努めなければならないことが明記された。

※嗜癖：あることを特に好きこのんでするくせ。タバコ・薬物等の刺激を絶えず求める病的傾向。摂取の中止により禁断症状を生じるようになった状態。アディクション。（大辞林より）

（２）目的

前述した背景を踏まえ、北海道においても地域再犯防止推進計画の策定に向け、平成30年度より、地域再犯防止推進モデル事業を実施している。本業務は、北海道のモデル事業における実態調査である。

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等の取組を進めていくため、現状や課題、更生に関わる支援者らの意見や提案、地域社会への受け入れに係る道民の意識等を調査し、北海道の再犯防止対策を取りまとめるにあたって必要な実態を把握することを目的として実施した。

2 調査の概要

実施した調査と概要は、次のとおりである。

調査	概要
(1) 支援対策等に係る実態調査	① 再犯防止に係る支援機関での取組に関する聞き取り調査の実施 ② 協力雇用主に対するアンケート調査の実施
(2) 支援者等への実態調査	保護司に対するアンケート調査の実施
(3) 道民の意識調査	道民に対するアンケート調査の実施
(4) 道内外の先進事例の調査	道内外の再犯防止に係る先進的支援機関に対する聞き取り調査の実施

3 本報告書における留意事項

■ 数値について

小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計値が100にならないことがある。

■ 表現について

犯罪をした者、非行少年（非行のある少年）、非行少年であった者を「犯罪をした者等（以下、犯罪者等という）」と表現する。ただし、第Ⅱ章、第Ⅴ章は、各機関のヒアリングに基づき作成しているため、表現を統一していない。また、第Ⅲ章、第Ⅳ章、資料編1、資料編2の抜粋した自由記述回答についても、表現を統一していない。

刑務所、少年刑務所、拘置所（以上3つは「刑事施設」という）、少年院、少年鑑別所、婦人補導院を総称して「矯正施設」と表現する。また、懲役や禁錮等の受刑のために刑務所に入所する者（受刑者）や保護処分として少年院に入院する者などを矯正施設入所者と表現する。ただし、特定の施設等を指す場合はその名称を用いる。

1 調査目的

再犯防止等に関わる北海道内の団体・機関において、支援等の取組状況を把握するとともに、課題を抽出することを目的に実施した。

2 調査概要

(1) 犯罪者等に特化した支援を実施する機関

犯罪者等を対象に支援を実施している団体・機関に対する調査は、以下のとおりである。

調査対象	調査日時	調査方法
① 札幌保護観察所	平成30年10月30日	聞き取り調査
② 北海道地域生活定着支援札幌センター	平成30年10月18日	聞き取り調査
③ 協力雇用主	平成30年10月～ 平成30年11月	アンケート調査 ※

※ 協力雇用主への調査は、アンケート調査により実施。資料編95ページ参照。

(2) 犯罪者等に限定せずにサービス・支援を実施する機関

犯罪者等に限定せずにサービス・支援を実施している団体・機関に対する調査は、以下のとおりである。

調査対象	調査日時	調査方法
① ハローワーク札幌北	平成30年11月2日	聞き取り調査
② 生活困窮者自立相談支援機関「ステップ」	平成31年2月15日	聞き取り調査
③ 医療法人社団ほっとステーション 大通公園メンタルクリニック	平成31年1月9日	聞き取り調査
④ NPO法人リカバリー	平成31年1月21日	聞き取り調査
⑤ NPO法人北海道ダルク	平成31年1月11日	聞き取り調査

3

調査結果

聞き取り調査を通じて得られた結果は以下のとおりである。

(1) 犯罪者等に特化した支援を実施する機関

① 札幌保護観察所

■ 保護観察所とは

保護観察所は、法務省の地方支分部局であり、家庭裁判所の決定で保護観察になった少年や刑務所・少年院から仮釈放になった者、保護観察付きの刑執行猶予者に対する保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の推進等を行っている。また、心身喪失者等医療観察法に基づき、重大な他害行為をした精神障害者に対し、生活環境の調整や精神保健観察を実施しており、関係機関との連携を確保し、対象者に対する地域社会での処遇の実施や状況等に関する情報共有や処遇方針の統一を図るためのケア会議を主催している。

保護観察所は各都府県に1か所、北海道のみ4か所（札幌、函館、旭川、釧路）設置されており、全国に50か所ある。札幌保護観察所は20市35町6村を管轄し、その区域は31の保護区に分かれている。保護区ごとに、担当の保護観察官を配置して保護観察や生活環境調整を担当しており、担当件数等により、複数の保護区を担当することもある。

1) 保護観察

犯罪や非行をした者が、社会の中で更生できるように、保護観察官及び保護司による指導監督と補導援護を行うもの。刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、施設外、つまり社会の中で処遇を行うものであることから「社会内処遇」と言われる。保護観察対象者は、保護観察期間中、遵守事項を遵守しなければならず、違反した場合には、仮釈放の取り消し等の措置が取られることがある。

全ての保護観察対象者が守るべきものである「一般遵守事項」と個々の保護観察対象者に定められる「特別遵守事項」がある。

「一般遵守事項」として、主に①健全な生活態度を保持すること、②保護観察官や保護司の呼出し・訪問に応じる等、保護観察を誠実に受けること、③住居を定め、届け出ること（仮釈放の場合等、あらかじめ地方更生保護委員会によって住居が定められた場合を除く。）、④届け出た住居（仮釈放の場合等は、あらかじめ地方更生保護委員会によって住居を定められた場合は、その住居）に居住すること、⑤転居等により住居を離れ

る場合に事前に許可を得ること、がある。

「特別遵守事項」は、主として次の5つの類型の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うために事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと。具体的には、ギャンブル依存のある者に対してパチンコ店等のギャンブル施設への出入りを禁じたり、飲酒運転等犯罪にアルコールが関係している者に対して飲酒を禁じたりするほか、薬物再乱用防止プログラム等の専門的処遇プログラムの受講がある。

2) 生活環境の調整

主に、矯正施設入所者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整え、仮釈放等の審理の資料等を作成するとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

3) 更生緊急保護

満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は料金の言い渡しを受けた者、労役場出場・仮出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対し、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置を講ずるもの。刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた後原則6か月を超えない範囲内において行うことができる。

4) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防を目的として、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等、多岐にわたる。具体的な活動としては、講演会、非行問題を話し合う住民のミニ集会、青少年非行相談、親子ふれあい行事等、住民が参加する様々な行事や中学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所や保護司、更生保護女性会、BBS会※等が年間を通じて地域の様々な関係機関・団体と連携しながら実施している。

※「BBS会」：非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体である。（犯罪白書より）

（参考：更生保護制度第三版、平成29年度版犯罪白書）

再犯防止に資する取組状況

1) 専門的処遇プログラム

犯罪の種類に応じて開発された専門的な処遇プログラムで、現在、性犯罪者処遇、薬物再乱用防止、暴力防止、飲酒運転防止の4種があり、特別遵守事項として義務づけられている保護観察対象者に対して実施している。

2) 自立に向けた支援

矯正施設を退所した後、自立した生活を支援することは保護観察所の主な取組の一つであり、特に住居の確保や就労支援を行うことは重要な支援である。例えば刑務所に入所している者を仮釈放する場合、帰住先を調整することや、過去働いていた職場等仕事を調整することもある。また、保護観察対象者において、意欲に乏しい者や職場定着が困難な者に対し、意欲を引き出しフォローするような就労支援を実施するケースもある。また、刑務所出所者等就労支援事業※の対象となる保護観察対象者については、ハローワークや特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構に支援を依頼している。

※「刑務所出所者等就労支援事業」：17 ページ参照

3) 関係機関との連携

保護観察所が他の関係機関と連携調整していくことも、再犯防止の重要な取組である。例えば、保護観察対象者が依存症等により通院する必要がある場合、医療関係者・福祉関係者とケア会議を開催し情報を共有することがある。保護観察所は、保護観察期間満了後は、保護観察対象者と直接接することができないため、保護観察対象者のその後を想定し、地域の社会資源と連携を図っている。特に、薬物事犯に関しては、平成28年6月に施行された刑の一部執行猶予制度※を契機に指導等が強化されたこともあり、支援体制が徐々に整いつつある。このような関係機関との連携は、ここ近年で強化されるようになった。

※「刑の一部執行猶予制度」：裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする制度であり、初犯者等や薬物使用等の罪を犯した者が対象となる。(犯罪白書より)

課題

1) 更生に資する社会資源が都市部に偏在化している

メンタルクリニックや、依存症からの回復支援を行う団体、協力雇用主等の犯罪者等の更生を支援する組織・団体の多くは都市部にある。社会資源が乏しい場所に帰住した場合、そうした社会資源につながりにくくなり、再犯のリスクが高まる可能性がある。

2) 保護司の確保

現在、全国的に保護司の定員は充足しておらず、特に北海道の充足率は低い。かつては保護司を辞める場合は後任者を確保して引き継がれていたが、近年は後任者が確保できずに退任するケースも増えており、人材確保に苦慮している。

また、保護司活動についての報酬は無償であり、実費弁償のみの扱いとなっているため、保護司の後任探しに苦慮するとの声もある。

3) 協力雇用主の確保

協力雇用主の登録事業所は、建設・土木関係企業が多く、業種に偏りがみられる。年齢や性別によってはこれらの業種に合わない者もいるため、今後、業種の選択肢を広げていく必要がある。小売・サービス業での就労を求める者が多いとの見方もあるため、そうした業種の協力雇用主を増やしていくべきとの認識もあるが、刑務所出所者等を雇用したことによるトラブルの発生リスクや従業員や取引先からの理解が得られない等、登録事業所増加に向けては課題も多い。

4) 本質的な「更生」へのアプローチの難しさ

少年の時から保護観察を何度も受けている保護観察対象者の場合、保護観察をする側からみて、罪に向き合い更生しようという意思を感じることができない者も中には見られる。保護観察期間を満了すれば、保護観察所としてアプローチすることはできなくなるため、それ以降更生支援に関与することはできず、その結果再犯を防げないという事態も想定される。保護観察対象者の状況に応じては、地域の福祉施設や医療機関等と連携して自立のための道筋をつけておくことも一つの選択肢であり、そうした機関とともに「更生」へアプローチしていくことが重要となる。

5) 地方公共団体との連携

国の再犯防止推進計画が閣議決定されたのち、札幌保護観察所は刑務所と検察庁との協働で地方公共団体向けに計画に関する説明会を開催したが、自治体からの出席率は芳しくなかった。自治体側で再犯防止推進の担当部署が明確になっていないところも多く、まずは再犯率の高さが社会課題となっていることを周知し、地域としての対応を考えてもらうための素地を作っていく必要がある。

6) 保護観察対象者に対する行動の制限が及ぼす影響

保護観察対象者は一般人と同じように就業することもできるが、保護観察所での面接やプログラムにも参加しなければならず、これらに参加する場合は休暇を取らざるをえない。保護観察中であることを秘匿で就職している場合、周りの理解が得られず、休暇の理由を言い出せず会社での立場が悪くなることもあり得る。また、「特別遵守事項」でアルコールを禁じられている場合は、会社の飲み会でも飲酒が認められない等、会社に馴染めなくなる要因になっている可能性がある。

② 北海道地域生活定着支援札幌センター

■ 地域生活定着支援センターとは

地域生活定着支援センターは、保護観察所と協働して、高齢・障害のために福祉的支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を福祉サービスの利用を通じて推進することを目的に設置されている。北海道においては、札幌市と釧路市の2か所に設置され、社会福祉法人北海道社会福祉事業団が委託を受け運営している。

地域生活定着支援センターの主な業務は特別調整と呼ばれ、①高齢、障がいがある、②帰住先がない、③福祉サービスの提供に同意している、④個人情報の提供に同意している、これらの要件を満たす者を対象に、コーディネート業務やフォローアップ業務による支援を実施している。そのほか、釈放後の帰住先があるものの、福祉サービスを受けることが必要と認められる障がい者・高齢者や、地域生活定着支援センターが福祉的な支援を必要とする人に対しても、一般調整として支援を実施している。地域生活定着支援センターでは、対象者が地域社会の中で円滑に福祉サービス(障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)が受けられるよう、保護観察所や関連機関と協働して社会復帰を支援している。

(参考：全国地域生活定着支援センター協議会 WEB サイト)

再犯防止に資する取組状況

【 業務内容 】

1) コーディネート業務

保護観察所等からの依頼に基づき、支援対象者に福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

2) フォローアップ業務

矯正施設を退所した後、高齢・障害の福祉施設等を利用している者に関して、支援対象者本人及び受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。

3) 相談支援業務

支援対象者本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、支援対象者本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、支援対象者本人と面接するなどして、支援対象者本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

4) 上記1)～3)の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な支援業務等

該当する業務は、以下のとおり。

- ・専門委員会の開催（弁護士会・医師会・ホームレス支援団体・障がい者相談支援団体・包括支援センター・高齢者施設関係者等により構成）
- ・推進会議の開催（年一回全道規模の研修会）
- ・各地での懇談会の開催（札幌地区、旭川地区、函館地区、帯広地区、釧路地区、網走地区など）
- ・出前講座の開催（受入れ施設、自立支援協議会など、要請があれば講師を派遣する）
- ・支援対象者の帰住（予定）地における合同支援会議（調整会議・ケア会議）の開催
- ・その他、普及啓発活動

現 状 と 課 題

1) 矯正施設・保護観察所との関係

矯正施設と保護観察所との連携は、それぞれの地域で、業務の確認や支援対象者のケース検討などを行い、3者（矯正施設、保護観察所、北海道地域生活定着支援札幌センター）が同じ方向を向きながら支援をしていく方向で必要に応じて行っている。北海道地域生活定着支援札幌センターの担当の保護観察所は、3つの保護観察所（札幌、旭川、函館）があり、刑務所もそれぞれの特徴を持った5つの刑務所が担当になっているためそれぞれの保護観察所や刑務所によって対応の仕方なども違っている。

たとえば、特別調整の支援対象者としてふさわしいかどうかを見極めるため、保護観察所が選定面接を行っているが、その選定面接に北海道地域生活定着支援札幌センターが同席し助言を行える保護観察所もある一方、同席できないところもある。

受入れ事業所（施設やグループホームなど）が支援対象者に行う面接は、受入れ事業所と刑務所と保護観察所と北海道地域生活定着支援札幌センターの4者の都合を調整し行うが、4者の都合が合わず、調整が難航することもある。

2) 矯正施設退所後の帰住先について

現在、北海道地域生活定着支援札幌センターのつながりのある受入れ先や団体は30～50カ所ほどあるが、他の利用者や地域への影響を懸念され、違法行為をした高齢者・障がい者の理解が得られないことも多い。大規模な社会福祉法人より、NPOや合同会社等が運営する小規模な施設での受け入れが多い。

特別調整の支援対象者の多くは、更生の意欲をもって社会で生活をしようと思っているが、実際には受け入れ先や団体に受入れてもらえないことも多い。また、特別調整の支援対象者によっては、面接で話を聞く中で、障がいが根本的な原因で犯行に及んだのではないか、福祉的な支援があれば罪を犯さずに済んだのではないかというケースも多く、罪状だけでなく、根本

的な背景まで理解して受け入れてもらえるよう、福祉の受入れ施設側へより周知していく必要がある。

高齢でも元気で健康な支援対象者の場合、介護保険の対象とはなれず、住まいは限定されることもある。

3) 支援対象者の地域生活定着支援センターへの理解

特別調整に選定される場合、満期出所まで6か月から1年近く時間があるため、地域生活定着支援センターが何回も面接に刑務所へ行き、支援対象者と「犯罪を繰り返さないために何が必要か」「今後の生活をどの様に過ごしたいのか」「そのために利用できる福祉サービスは何があるか」などについて話し合うことにより、支援対象者の方々と信頼関係を構築している。

矯正施設退所後も、地域生活をしている受入れ施設を訪問しフォローアップを行うことにより、矯正施設内で培った信頼関係を地域の受入れ施設や相談事業所にバトンタッチし、北海道地域生活定着支援札幌センターとしては、フェードアウトして行くことを心掛けている。

4) 北海道内における地域生活定着支援センターの運営体制

北海道地域生活定着支援センターは、現在、北海道内に札幌センターと釧路センターの2カ所があり、保護観察所4カ所、矯正施設12カ所（刑務所7カ所、少年刑務所1カ所、少年院4カ所）を担当し、全道域で活動している。

職員体制は、12名で行っているが、北海道は地域が広い時間と経費が他センターより多くかかり工夫しながら毎日の業務を行っている。

5) 北海道における地域生活定着支援センターの認知度（他機関との関わり）

平成22年6月から北海道地域生活定着支援センターが開設されたが、支援対象者が特殊なこともあり、まだまだ、全道的に認知度が高まっているとは言えない。

しかし、地道な啓発活動や受入れ施設開拓により、毎年少しずつ広まって来ている。

今後も、再犯防止推進法が施行され、市町村をはじめとして他機関との連携を強め啓発活動を行きたい。

具体的な支援事例

（プライバシーに配慮し、個人が特定されないよう一部加工している）

〈 ケース1 40代・男性 〉

- ・知的障がいの疑いあり、アルコール依存。特別調整の対象となり、調整を行った。
- ・障がい者手帳の取得手続きを行い、刑務所出所後の受け入れ施設や日中活動の場、相談事業所へのつなぎ等の準備を行ってきた。しかし、出所日前日に特別調整辞退の申し出があった。
- ・本人が辞退してしまうと北海道地域生活定着支援札幌センターとしては支援ができないため、出所時に生活困窮者支援を行う事業所の連絡先を渡した。

- ・約1か月後、アルコール中毒で倒れ、救急搬送された。連絡先を持っていたため事業所に連絡があった。

〈 ケース2 30代・男性 〉

- ・過去に数回検挙され、銃刀法違反と住居侵入の罪で道内の刑務所に5年間入所していた。
- ・弁護士より障がいの疑いがあるのではないかと連絡があり、北海道地域生活定着支援札幌センターにつながった。
- ・本人は公立の普通高校を卒業しているため、知的障がいを疑う者はいなかったが、接見時に「小中学校の成績はオール1だった」という発言や会話の様子から知的障がいを疑った。手帳申請のために、通知表を請求したらその通りだった。進学した高校は、補習で単位を取得できたため、卒業することができたようである。高校を卒業後は、職業を転々としながら生きてきたが、生きづらさは感じていただろう。
- ・この時は不起訴となり、30代になってから福祉的な支援に繋がったが、本人としてはここでも馴染めず、再犯を繰り返し、現在は刑務所に入所中である。これまでの生活してきた生活から、生き方を変えるには長い時間と根気強い支援が必要と感じる事例。

〈 ケース3 50代・男性 〉

- ・4人兄弟の末っ子。普通学級の中学を卒業している。20代で母が死別、30代で父が死別し、長男夫婦と同居するも、居づらくなり、サウナ等で寝泊まりするようになる。その後、約5年間勤務していた会社を辞め、就職活動がうまくいかずホームレス生活を送るようになる。
- ・主に窃盗で6回刑務所に入所しており、6回目の出所後は更生保護施設に入所するも周囲となじめずに数日で抜け出す。
- ・イベント会場でジュースを2本盗んだ容疑で逮捕された。この時、ホームレス生活を送り、水ばかり飲んでいる状態だったようだ。
- ・接見した弁護士が障がいを疑い、福祉関係者へ相談。福祉関係者が発達障がいを疑い、更生計画を作成したが、実刑となり刑務所に入所する。出所日の約4か月前にセンターへ特別調整の依頼があり、支援を始める。更生計画を作成した支援者らと合同支援会議を持ち、住居や福祉サービスについて協議した。
- ・受け入れ候補先の施設が、刑務所内で本人と面接し、宿泊型自立訓練施設や仕事について説明や相談を実施。また、保護観察所や刑務所の協力の下、入所中に発達・知的障がいの判定を行い、障がい者手帳を取得。
- ・出所時には出迎への他、市役所での諸手続きや事務所への引継ぎを行った。宿泊型自立訓練施設で生活し、就労支援B型事業所を利用。北海道地域生活定着支援札幌センターは、1年間のフォローアップとして、本人との面接の他、受け入れ先である宿泊型自立訓練施設や就労支援事業所、相談支援事業所と合同支援会議を開催した。
- ・現在はグループホームに住み、就労支援A型事業所に通所している。

③ 協力雇用主

■ 協力雇用主とは

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者または更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主であり、社会内の就労支援において中核となる民間協力者である。再犯防止推進法では、協力雇用主を「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。」と定義するとともに、国の行う契約等で協力雇用主の受注機会の拡大を図るよう配慮すべきことが明記されている。

仕事内容や雇い入れ条件等は保護観察所に登録され、その情報を公共職業安定所と共有することで、犯罪をしたものおよび非行のある少年がスムーズに就職できるようにする制度である。雇用形態は正社員に限らず、パート、アルバイトや契約社員のための求人でも登録可能である。協力雇用主に対する支援制度として、国による刑務所出所者等就労奨励金や地方自治体による公共工事等の入札における優遇制度等がある。

平成 29 年現在、全国に 18,555 人の協力雇用主がいるが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は 774 人と、協力雇用主数全体に占める割合は 4.2%となっている。また、建設業が 9,309 人と 50.2%を占めているほか、サービス業が 2,801 人と 15.1%、製造業 2,122 人と 11.4%となっており、この 3 業種で全体の 76.7%を占めている。

北海道内には平成 30 年 4 月 1 日現在、1,298 人の協力雇用主がおり、そのうち 27 人が実際に 62 人の刑務所出所者等を雇用している。

(参考 : 平成 29 年版犯罪白書、更生保護制度第三版、平成 30 年度版北海道の更生保護の概況)

課 題

1) 協力雇用主の地域偏在

今回アンケートの回答があった、平成 29 年度に刑務所出所者等の雇用実績のある企業は、札幌市に所在する企業が 3 割を占めている。

2) 刑務所出所者等の雇用における企業側のニーズに合わせた支援の必要性

就職する前に身に付けてほしい知識・能力については、「社会常識」が 86.2%、刑務所出所者等を雇用する際の必要条件として「社会人としての自覚」が 69.0%となっており、企業側としてはまずは社会人としての就業意識を持っていることを雇用の大前提としていることがうかがえる。

加えて、刑務所出所者等を雇用する際の必要条件として、回答者の半数が「普通自動車免許」を挙げ、刑務所等で実施してほしい就労対策としても 6 割が「資格・免許の取得支援」を挙げている。

また、刑務所出所者等を雇用する際の必要条件として 4 割が「住居」を挙げており、行政支援策としても「住居の確保」を 7 割が挙げている。

この結果から、資格及び住居の支援を行うことが、刑務所出所者等が協力雇用主の下での就労に結び付く可能性を高めると考えられる。

3) 高齢者・障がい者等を受け入れ体制

雇用が困難と思われる刑務所出所者等について聞いたところ、「年齢」が 44.8%と半数近くの企業が挙げている。また、「障がいがある」が 31.0%、「病気がある」が 27.6%となっている。就労意欲がある場合でもこういった理由で就業に結び付かないケースが存在している可能性が推察される。

4) 協力雇用主と他機関との連携体制の構築

刑務所出所者等を雇用していくために連携が必要と考える機関として、「地元の自治体」「警察」「ハローワーク」がそれぞれ 41.4%となっている。そのほか、割合は少ないものの「社会福祉協議会」「民生・児童委員」「ダルク等依存症に対応する依存機関」等さまざまな機関を挙げた回答者も存在した。このことから、協力雇用主の中には、他機関との連携を求めている企業があるため、その機会を設けていく必要がある。

具体的な支援事例

〈 ケース 1 50代・性別不明 〉

- ・刑期満了まで6か月の仮釈放者。本人は傷害事件と話していたが、傷害致死罪であった。
- ・本人の希望により運転に関わる仕事に従事。
- ・アルコールを飲んで暴れるなど、他人に迷惑をかけたため離職。
- ・住居がないため、F市のシェルターに一時待機するよう助言するも、窓口には行かず行方不明となった。
- ・本人と話し合いの場を設け、対応すべきだった。

〈 ケース 2 年代不明・男性 〉

- ・食料品の窃盗。
- ・コミュニケーション能力不足により、本人が持つ力量より低く評価され、転職を余儀なくされていた。経済的に困窮し、所持金不足で、食料品を盗んでいた。
- ・発達障がいを疑い、関係機関に確認したところ、発達障がいであった。
- ・居眠りする癖があり、損害賠償を伴う交通事故を起こしたことがあるため、現在は車の運転を極力させないようにしている。

(2) 犯罪者等に限定せずにサービス・支援を実施する機関

① 札幌北公共職業安定所（ハローワーク札幌北）

■ ハローワークとは

ハローワークは、都道府県労働局が厚生労働省からの指示を受け、産業・雇用失業情勢に応じて展開する雇用対策の窓口である。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援するセーフティネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

（出典：厚生労働省 WEB サイト）

出所者等との関わり

ハローワーク札幌北では、刑務所出所者等就労支援事業※において、札幌刑務所・札幌刑務支所へそれぞれ週 1 回、就職支援ナビゲーターを派遣し、対象となる刑務所入所者に対して職業相談や職業紹介を行っている。また、札幌保護観察所より依頼のあった保護観察対象者に対しても支援を実施している。北海道全体の刑務所出所者等就労支援事業において、平成 29 年度の実績として、当該事業における支援を受けた者は 505 人おり、うち 100 人が実際にハローワークの紹介で就職している。

刑務所出所者等就労支援事業のほか、矯正施設退所後にハローワークを訪問した者等に対しても、窓口において職業相談や職業紹介を実施している。

※「刑務所出所者等就労支援事業」：17 ページ参照。

課題

1) 企業側の希望とのギャップ

即戦力を求める企業が多く、これまでの経験や資格、年齢が重視される。そのため、求職者が有する経験や資格に合った職種の募集がない場合は就職へのハードルが高くなる。

矯正施設入所期間が長い場合、加齢による体力の低下や技術の進歩への対応が難しく、就職時に不利になる。また、履歴書で空白の期間ができてしまうことも会社面接で不採用とされてしまうことに繋がるように感じる。

2) 道外出身者の就職への課題

道内の矯正施設には道外から来ている入所者の割合が高く、道外での就職を希望する者が多いが、地元へ戻らずに札幌市内での就職を希望する者も存在する。北海道外の出身者の場合、なぜ北海道内での就職を希望するのか企業側から理由を聞かれることもある。道内で一人暮らしをする場合、20万円ほどの収入を希望する者が多いが、条件にあった求人とマッチングさせることは難しい。その時に出ている求人票を見てもらい、妥協できる部分を探しながら応募する求人を決めていくことになる。

■ 刑務所出所者等就労支援事業について

法務省は、厚生労働省との連携により、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施している。これは、矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所などが連携する仕組みを構築した上で、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して支援を実施するものである。

「刑務所出所者等就労支援事業」とは、刑務所出所者等総合的就労支援対策の取組の1つである。当該事業の対象となるのは、受刑者・少年院在院者、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、稼働能力・就労意欲を有し、同事業への参加を希望しており、求人者に対する前歴等の開示に同意している等の要件を満たす者である。前歴等の開示に同意しない場合は、準支援対象者として限定的な支援の対象となる。

公共職業安定所（ハローワーク）が関係する取組について、以下がある。

1) 施設内における取組

当該事業として、矯正施設は、ハローワークと連携し、支援対象者の希望や適性等に応じて計画的に就労支援を行っており、また、施設内において、ハローワーク職員が支援対象者に対する職業相談、職業紹介、職業講和等を実施している。なお、受刑者に対し、刑務所在所中から就職内定へ向けた支援を積極化すること、刑務所出所後のハローワーク訪問への動機付けを行うことなどを目的として、平成27年度からハローワーク職員が指定された刑務所に相談員として駐在する取組が開始され、平成29年度において刑務所（刑務支所含む）25庁で実施されている。刑務所に駐在しているハローワーク職員は、支援対象者である受刑者に対し、複数回にわたる職業相談、職業紹介等を実施するとともに、就労支援対象者の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階からの支援を実施している。

また、当該事業の一環として、求人と求職のマッチングを促進する、受刑者等専用求人の制度がある。受刑者等※が刑事施設等入所中に採用面接を円滑かつ効果的に実施できるようにするため、受刑者等の雇用を希望する事業主が、採用面接を希望する刑事施

設等を指定した上で、ハローワークに求人を登録できるようにするものである。ハローワークから求人情報の提供を受けた刑事施設等は、受刑者等に対し積極的に求人情報を周知し、これを見た受刑者等は施設内において早期に就職先の具体的なイメージを持つことが可能となり、社会復帰に向けた意欲が一層喚起されるなどの効果が期待される。

※「受刑者等」：この項においては、受刑者および少年院在院者を「受刑者等」と表現する。

2) 社会内における取組

保護観察所は、保護観察対象者等の就労の確保に向け、ハローワークや協力雇用主をはじめとする関係機関・団体等との協力・連携を行っている。

当該事業においては、ハローワークの職員が、保護観察所等の担当者とチームを作り、就労支援の方法を検討した上、担当制で職業相談・職業紹介を行っているほか、トライアル雇用、就労支援セミナーや事業所見学、職場体験講習等の支援メニューを用意し、対象者に応じて実施する取組もある。

(出典：法務省 WEB サイト、平成 29 年版犯罪白書)

② 生活困窮者自立相談支援機関「ステップ」（札幌市生活就労支援センター）

■ 生活困窮者自立相談支援機関とは

生活困窮者自立相談支援機関（以下、自立相談支援機関）は、平成 27 年度より開始された生活困窮者自立支援制度に基づいて、全国すべての福祉事務所設置自治体（全国約 900）に設置されている相談支援機関で、働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に困窮する人に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた伴走支援を行う機関である。

北海道では、福祉事務所設置自治体である各市と、14 の振興局ごとに自立相談支援機関が設置されている。自立相談支援機関は、自治体が直営で運営しているケースと、NPO 等に委託しているケースがあり、「ステップ」は札幌市が民間会社（キャリアバンク(株)）に制度開始当初より委託運営している。

「ステップ」は主任相談員 1 名、相談支援員 16 名等、合計 25 名で運営しており、札幌市大通地区に相談拠点を設けている。ハローワークの管轄ごとに 3 つのエリアで担当制を展開、さらに区役所、区民センター等で頻繁に出張相談会を実施、その他個別にチラシを配布する等、アウトリーチ活動も行っている。件数として年間 2,700～2,800 件程度の新規相談者数があり、インテーク（初回面談時）を皮切りに面談・相談支援を行い、プラン作成・伴走支援を行うのは年間 1,000 件程度となっている。

（参考：当該機関からの提供資料）

北海道の自立相談支援機関従事者に対し、推進法の認知度や犯罪者等との関わり等についてアンケートを行った。その結果は資料編 106 ページ参照。

犯罪者等との関わり

1) 相談受付

ステップと相談者とが接触するきっかけは、ハローワークとの連携・紹介による受付、個別配布チラシを見ての来所・出張相談会での相談受付などであり、犯罪者等に対する相談については、他の相談者と比べて特徴的な違いは大きくは見られない。ステップにおいて継続支援する人の特徴として、判断力や集中力に課題を抱える人が多く、ステップにつながらなければ悪循環に陥り、生活状況がより悪化すると思われ、犯罪者等についても同様の傾向がある模様。周りの人に受け入れられづらく、生きづらさを抱えている人が多い。

平成 29 年度における新規相談件数約 2,700 件のうち、犯罪者等であるとの確認が取れた件

数は 20 件程度、かつ、プラン作成に至ったケースとしては 3 件。

2) アセスメント・プラン作成

犯罪者等であることがわかるのは、インテーク時の面談や、アセスメント※を通じての情報収集の中で判明する。過去の生育歴、現在の困難の聞き取りをしていく過程で、長期間の離職期間や家族との関係悪化の要因を探る上で、矯正施設にいたことが判明することが一般的である。

矯正施設退所者等であることや前歴等があることが要因で、相談時点で困窮に陥っているというケースがみられる。ただし、その背景には、知的障がいや発達障がいのような問題、元々あった家族との問題などが垣間見えることも少なくない。また、困窮状態として緊急を要することが多いため、生活保護につなぐプランを作成するのが通例で、手帳取得など時間がかかるプランは採用しづらい。

※「アセスメント」：利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。

3) 伴走支援

矯正施設退所者は、極度の困窮状態、健康面での課題を抱えての相談が多く、時間をかけての支援に至る前に、当面の生活の維持のための支援策が優先される。特に、住居がない、または家族との関係で家を出なければならないが経済的な問題や保証人等の確保の問題から新たな住居を確保できないことは、大きな課題になる。その際は、「住居確保給付金」(※)の調整・支給により住まいに関する支援を行う。

ステップだけではなく、ハローワーク、JOIN（札幌市の一時生活支援機関）、寄り添い札幌（365 日 24 時間で電話相談を受け付ける事業を行っている寄り添いサポートから受託を受けて札幌で展開している団体）、各区役所、自治会、障がい者支援施設等さまざまな団体と連携・調整しながら支援を行っている。

※「住居確保給付金」：就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することで、住宅と就労機会の確保を支援するもの。（札幌市 WEB サイトより）。

4) 就労支援

生活保護につなぐことが多いので、その場合は就労支援については生活保護のケースワーカーの方で対応することになる。一方、生活保護につながらないケースで、ステップ内で行われている就労支援としては、「まなびと」プロジェクト（毎週金曜 13～15 時）で基礎能力形成、ビジネスマナーの参加や、就労準備支援事業としてのボランティア体験、その他中間的就労を展開している。

1) 犯罪者等の確認

年間新規相談件数のうち、矯正施設退所者や執行猶予者等の犯罪者等からの相談は1%程度の受付となっているが、相談者本人からの申出等により把握できるものであり、それ以上に犯罪者等がいることも否定できない。元々相談者本人が言いたがらないケースもあると思われ、アセスメントや支援の過程で見えてくることもあり、自立相談支援機関として犯罪者等かどうかの情報を得る手段が限定的である。

2) 緊急性の高い困窮状態に陥ってから来所であり支援策が限定的

緊急性の高い状態で相談受付する傾向があり、他のセーフティネットがほとんど活用できずにすぐに生活保護につながることが、矯正施設退所者の対応の一般的な流れ。それ以外の支援を講じる場合は、もっと早い段階でアプローチしておく必要があるが、それを自立相談支援機関のみで対応していくことは困難。矯正施設にいる時からの支援を、さまざまな関係機関が連携して取り組むべきではないか。

3) 就労支援上のマッチングの課題

札幌市内の企業も人手不足の企業は非常に多く、ステップに対し、矯正施設退所者等も含めて受け入れたいという要望はきている。ただし、それに見合うマッチングはまだできていない。一方、退所者も、履歴書の書き方で事実と異なることを記載してしまうと私文書偽造に当たるため、長期間の離職期間をどのように表現するか悩むことはある。

4) 反社会的勢力に関わっている人の対応

反社会的勢力に入っていることで、例えば住居確保給付金が受けられない等、支援が限定的になることが課題。また、反社会的勢力から抜ける場合の報復が怖いこと、抜けるためには上納金を支払わないといけないこと等がある。加えて、そうした団体から抜けるために地元を離れて札幌に来るが、札幌でうまく生活できなくて困窮に陥るケースもある。

5) 札幌に集中する傾向

道内一の都市であることから、生活に困った者がとりあえず札幌ということで集まってくるケースもある。道内の各矯正施設から退所して、そこから札幌へ来るケースや、道内に限らず、全国の各矯正施設から札幌へ来るケースもあり、最近では関西方面から来たという者もいた。その場合、札幌に知り合いがいるケースは少なく、身寄りのないケースで家族とも疎遠な場合が多いので、一般の人よりは支援が難しくなるか、困窮したら生活保護につながる可能性が高い。

具体的な事例

〈 ケース 1 70代・男性 〉

- ・70代半ばで、刑務所と生活保護の行き来を繰り返していた。
- ・本人としては生活保護に対する抵抗もあり、受給したくないという強い意志があり、就労を繰り返し希望していた。
- ・生活保護以外のセーフティネットがない状態であったこともありすぐに困窮状態になったため、本人の生活を支援するためにも生活保護に入るよう丁寧に説明するも本人が譲らず、一度就労したが、体を壊して生活保護へとつながった。

〈 ケース 2 50代・男性 〉

- ・交通事故を起こし、交通刑務所に入所していた。出所後、家族のいる姉と同居。
- ・姉には面倒かけたくないという気持ちはありながらも、なかなか外に出る気持ちが出てこなかった。そうした時期に回覧板でステップのチラシを見た姉からの紹介でステップへ来所。
- ・相談支援を継続していく中で、ハローワークと連携して就労支援も実施。
- ・面談や就労支援を通じて気持ちがしっかりしてきた。自分で派遣登録も行い、現在は姉と離れて自分で生活をしている。ただし、こういう事例は稀。

〈 ケース 3 50代・男性（戸籍上） 〉

- ・有印私文書偽造により、指名手配されていた。職務質問され、詐欺の疑いで逮捕、その後刑務所に入る。
- ・性同一性障がいだったことで、大人になってからの仕事もすすきでの夜の仕事を中心であった。また、刑務所出所後、更生保護施設に入れなかったため、ホームレス支援団体のサポートにより住み込みで介護施設に従事した経験もあったが、結局失職して再度刑務所に入る等、市内の支援者界限でもそれとなく有名な方だった。なお、これまでに福祉的な支援にはつながっていなかった。
- ・刑務所出所後、ハローワークにて就職口を探していたが、就労に困難を要し、ハローワークよりステップにつながる。性同一障がいであることから、相談員に対しても女性職員であることをリクエスト、2名の女性相談員が対応にあたった。
- ・性同一性障がいの支援に強みのある市内他団体の相談員につなぎ、就労を一度したと聞いていたが、再犯して刑務所に入ったということを知った。

〈 ケース 4 50代・男性 〉

- ・市外であるが、近隣市町村の警察から、行政書士を通じてきた相談者。
- ・元々、反社会的勢力の末端で活動していたようで頻繁に微罪で警察に検挙され、再犯を繰り返していた男性。再犯を繰り返していく中で、家族にも当然連絡がいき、北海道内に住む遠方の兄が連れて帰ったが、折り合いが悪く、かつ、居場所がなくなり、近隣市町村に在住する親戚が受け入れてくれた。
- ・しかし、本人が社会との折り合いをうまくつけることができず、親戚の家に引きこもる状態になる。自分の思い通りにいかない状況に自暴自棄になり、親戚の家の窓ガラスを割り、「親戚を殺すか、自分が遺書を書いて自殺するか」と叫び、警察沙汰になる。
- ・警察が遺書という言葉に反応して行政事務所を紹介、その行政事務所がステップの関連会社であったため、ステップが面談。生育歴等を聞く中で、これまでの人生で生きづらさをずっと感じて生きてきた模様。
- ・再度、兄と連絡をとったところ、家族関係の修復の可能性が見えたため、兄のもとに転居した。

〈 ケース 5 40代・女性 〉

- ・2年ほど前から離婚したいという意志を持っていた女性。道東の自立相談支援機関からも情報提供を受けていた。
- ・女性の夫が窃盗により道内の刑務所に収容されたことを受け、女性は離婚せずに、札幌市内の家族のいる妹宅へ同居。女性には働く意志があり、生活保護に対して否定的であったが、肺の病気を患っており就労できる状態ではなかったため、生活保護を申請した。
- ・その後夫が夏に刑務所を出所し、地元にも妹の家にもいられないとのことで、その次の冬から市内に転居。
- ・夫にも就労意欲があったのだが、インターネットで事件のことを検索すると名前が出てしまうことと、うつ病と狭心症を持っていることから、就労は困難であるため、生活保護へつなげた。

③ 医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック

■ 医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック

精神科外来のほか、精神科デイケア（一般精神科・復職支援）、グループホームの運営、生活訓練事業・就労支援を実施している多機能型精神科診療所である。外来診療では、統合失調症・うつ病・神経症・発達障がい・嗜癖等、幅広い疾病に対応し、臨床心理士によるカウンセリングのほか、薬物療法・認知行動療法・条件反射制御法・心理教育などの治療を提供している。デイケアでは、生活リズムを整えることや体力をつけること、対人関係を学ぶこと、働くこと等を目指とする利用者に対し、運動系・創作系・芸術系・学習系・グループ系・治療系等多彩なプログラムを提供。医師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理士・ピアスタッフ等の専門職により、認知行動療法プログラムも提供している。また、受診者ごとに多職種多機関でケア会議を開催しており、本人が同席することも多い。

医療観察法指定通院医療機関であり、医療観察対象者を受け入れており、アルコールや薬物等の依存症のある者も含め、犯罪者等の受け入れを行っている。医師は刑務所の精神科嘱託医でもあった。

（参考：当該機関からの提供資料）

犯罪者等との関わり

薬物依存やアルコール依存、性的問題、盗癖等がある者に対して、依存や問題について話し合うミーティングや学習会を実施するほか、治療プログラムや行動療法の1つである条件反射制御法※等を行っている。また、精神疾病や障がいのある者に対して、社会に定着するために必要なアンガーマネジメント※や社会生活技能訓練等のプログラムも実施している。

※「**条件反射制御法**」：条件反射制御法とはバヴロフ学説が示すヒトの行動原理に基づく技法で、不適切な行動の根源となる欲求、好まない感情や感覚、パターン化された業務における不注意等を制御あるいは予防するもの。（条件反射制御法学会 WEB サイトより）

※「**アンガーマネジメント**」：1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングのこと。（一般社団法人日本アンガーマネジメント協会 WEB サイトより）

グループホームを所有しているため、保護観察所から矯正施設仮釈放者の引受人の依頼をされるケースもある。面識のない矯正施設入所者から支援を依頼する手紙が届くこともある。治療とセットで受け入れ、地域に戻す取組をしている。

デイケアのプログラムや院内就労等による就労支援を行っている。また、就労後の定着支援も重要であるため、10年以上関わっている者もいる。

保護観察所からは、保護観察対象者についての依頼があり、特に刑の一部執行猶予制度の施行を受け、薬物事犯に関する依頼が増えている。また、医療観察法処遇に関わる事例の依頼もある。さらに、地域生活定着支援センターからは、住居も含めた特別調整や一般調整の依頼がある。更生保護施設から入所者に関する依頼が、保護観察所を通してくる。

そのほか、弁護士より、治療及び治療に関する意見書の作成等の依頼がある。近年、検察庁の社会復帰支援室より、微罪を繰り返しており、再犯防止に治療が有効と考えられる者等について意見を求める依頼がある。また、ストーカー加害者治療として、文書警告を受けた加害者等について、北海道警察から依頼が来ることもある。このほか、ダルクやマック、青十字サマリヤ会等の回復支援施設や矯正施設からの紹介がある。

家族からの支援が受けられる人は少なく、多くは家族以外の相談で関わりは始める。近年では高等養護学校から、性的問題や盗癖等の逸脱行為のある生徒に関する相談が多くある。将来犯罪を行ってしまうことを未然に防ぐために、学校でケア会議を開催する等、密に連携している。

課 題

1) 住居の確保

医療や就労につなげるにあたっては、落ち着いた地域生活が求められるため、住居を確保する必要がある。

知的障がいがある人の中には、地域に慣れた頃に何らかの理由で、社会的規範から逸脱した行動を取ってしまう人もおり、一か所で支えて地域定着を目指すのではなく、広域ネットワークの中で地域生活を支えている方もいる。

2) 医療機関側の受け入れ体制の充実

積極的に依存症患者を受け入れる医療機関は限られており、犯罪者等を受け入れる機関はさらに少ない状況にある。依存症患者への治療に関心を持つ医師が増えれば、受け入れる医療機関は増えるのではないかと。今後、自治体レベルで枠組みができれば良いのではないかと。

3) 福祉サービスの活用における課題

矯正施設退所者等を受け入れるグループホームはいまだ少なく、特に治療が必要となれば、受け入れの範囲がさらに狭くなる。ケア会議等で連携のために前歴等の情報を開示した上で、受け入れを打診するが、矯正施設退所者等であることを理由に断られることもあった。

就労に関しても、通所事業所に情報を開示して受け入れを打診したが、断られたことがある。一般就労に比べ福祉的就労では、矯正施設退所者等を受け入れるところが少ないのが現状である。

具体的な事例

〈 ケース 1 50代後半・男性 〉

- ・約8年前、無銭飲食の疑いで勾留中、担当弁護士が何らかの障がいを疑い、ほっとステーションに依頼があった。この時点までに、無銭飲食や酩酊下の暴行等を繰り返し、前科13犯であった。
- ・精神鑑定の結果、アルコール依存と知的障がいが判明。
- ・実刑判決により刑務所に入所。
- ・出所後、グループホームで引き受けるも、暴行等で2回再犯し、刑務所に入所する。
- ・現在は、道内の連携施設におり、約4年再犯せずに過ごしている。地域で疎外感を持った時に、社会規範から逸脱した行動をとっていたという一面もある。

④ NPO 法人リカバリー

■ NPO 法人リカバリーとは

暴力等の被害体験、精神疾病、障がいに苦しむ女性への援助を目的に設立、現在は就労継続支援 B 型事業所「トラヴァイユ それいゆ」、共同生活型グループホーム、独立生活型グループホームを運営するほか、地域移行支援等の相談や市民や専門職向けの講演会・ワークショップを実施している。常勤スタッフのうち 6 名は専門職、2 名は同法人の元利用者である。専門職を配置しているため、危機管理が可能である。

社会で生きる力を取り戻すことための活動として、グループホームでは生活習慣の確立から就学や就労等の社会参加の定着を目指し、就労継続支援 B 型では作業のほか、就労準備として言語プログラムや身体を整えるプログラムを実施。また、利用者の約 7 割は高校を中退していることから、世の中の仕組みや社会の常識について学ぶプログラム「よのな科」を実施している。

また、設立当初は暴力の加害者の多くが男性であったことから、女性のみを支援対象としていたが被害体験を持つ男性を受け入れる準備が整ったことから、平成 30 年より就労継続 B 型において、男性を受け入れている。

(参考：当該機関からの提供資料)

受刑体験のある者等との関わり

就労継続支援事業所やグループホームで、受刑体験のある者等も受け入れており、疾病や障がい、利用者の持つ課題を把握し、包括的な支援を実施している。受刑体験のある者等の多くは、学校に通っていない等、法律や社会のルールを守るための素地が弱く、ルールを違反している認識がないことが多い。依存症を抱える利用者には、これまで依存を必要としてきた理由を振り返るアディクションミーティングを実施している。主な対象者は薬物依存のある者だが、近年は窃盗を繰り返し行ってしまう窃盗症の者もいる。

更生するためには、犯罪に関係するつながりを絶つ必要があるケースもある。札幌市出身者や札幌刑務支所出所者等については、他地域にある支援団体に受け入れを依頼することが多い。NPO 法人リカバリーに受け入れている支援対象者の多くは、全国にある連携団体からの紹介である。

また、札幌保護観察所から支援についての依頼や、弁護士から接見や情状証人・専門職としての証人についての依頼が多くある。

1) 障がい福祉サービスの活用

依存症に向き合っていくためには、居場所が必要である。ただし、薬物依存のある者が一般企業で働くのはハードルが高いため、中間的就労の場が求められる。既存の福祉的サービスを利用できれば良いが、薬物依存者や受刑体験のある人等の受け入れ経験のない事業所では、本人が希望しても利用を断られるケースがある。福祉側の理解促進、依存症者への支援ができる新たな就労支援事業所の整備等が求められる。

2) 長期的・包括的支援の必要性

依存症になる背景には、家族関係や幼少期からの人間関係が起因していることは少なくない。さらに発達障がいや軽度の知的障がいがあれば、周りに理解されない生きづらさを感じてきた方もいる。そのような環境で生きてきた人の中には、被害的な強い思い込みがあり、頼まれた作業ができていないと危害を加えられることを予期して作業完了の判断ができず、作業が進まないというケースがあった。依存症であることだけでなく、本人が抱える本質的な課題を理解し、適切な支援を包括的に行う必要がある。その支援の効果が現れ社会で生活できるようになるためには、長期的な支援が必要となることも踏まえて、体制を整えていく必要がある。

3) 支援者のスキルアップ

依存症者は複合的な課題を抱えており、問題行動の背景にある原因を見立てるにはさまざまな視点で接する必要がある。そのため、支援者には、支援に活用できる制度や社会資源の認識、アセスメントする能力等、高いスキルが求められる。そのスキルを身に付け、さらにスキルアップしていく機会を増やしていくことが必要。

4) 一般就労先の開拓

中間的就労等の就労訓練の次のステップとなる就労先を確保していく必要がある。企業側にとって、依存症者や受刑体験のある者等は縁遠い存在であり、偏見を持っていることも少なくない。福祉事業所を介して接することで、企業側が依存症者等を受け入れる心理的ハードルが下がることを期待し、企業のニーズに合う人がいれば雇用に結び付けていきたい。

具体的な事例

〈 ケース 1 20代・女性 〉

- ・覚せい剤取締法違反で2回矯正施設に入所していた。知的障がいがある。
- ・両親も覚せい剤を使用しており、頼れる親族もいなかったことから、少年院退院時グループホームで引き受ける。約1年半後にアパートを借りて自立するも、再び覚せい剤を使用し、刑務所へ。その後、再びグループホームに入所。覚せい剤はコミュニケーションのツールであり、寂しさを埋めるものであった。
- ・障がい福祉サービス事業所には、①言葉でのコミュニケーションがうまくとれないことが続くと、不適切な態度を取ってしまうこと、②薬物の使用経験があること、を理由に受け入れを断られてしまう。
- ・グループホームの退所を検討するも、薬物依存症を理由に賃貸物件の入居を断られてしまう。

〈 ケース 2 70代・女性 〉

- ・未成年時に万引きを経験、成人後は置き引きで執行猶予を受けているほか、窃盗で11回刑務所に入所。
- ・10回目の入所後、「やり直したい」と一念発起し、妹の住むX市内で生活保護を受けながら一人暮らしをはじめ。仕事もなく、話し相手もいなかったため、寂しさやむなしさから刑務所の方が良いと思うようになり、万引きをしてしまう。
- ・11回目の入所中、窃盗をした女性を対象とした刑務所内のグループワークに参加し、誰もわかってくれないと思っていた自分の気持ちを受け止めてもらっているという実感を得た。
- ・出所後、グループホームで生活しながら、就労継続支援B型事業所で働いている。

⑤ NPO 法人北海道ダルク

■ ダルクとは

ダルク（DARC）とは、Drug Addiction Rehabilitation Center の頭文字をとったもので、薬物依存症者のための民間リハビリテーション施設であり、薬物をやめたい人の回復を支援することを目的としている。薬物依存からの回復を試みる「仲間」と共同生活を通し、回復者もスタッフも共にダルクのミーティングや地域の NA※ のミーティングに参加し、NA※ の提案する薬物依存からの回復プログラムである「12 のステップ」を実践している。ダルクは 1985 年に東京で初めて開設され、現在は全国におよそ 60 施設あり、それぞれ独立して運営されている。宿泊型施設や通所型施設、あるいは両方を併設した施設もあり、形態も異なっている。

※「NA」：ナルコティクスアノニマス（Narcotics Anonymous）の略。薬物依存からの回復を目指す薬物依存者の、国際的かつ地域に根ざした集まり。（ナルコティクスアノニマス日本 WEB サイトより）

北海道ダルクとは、主に薬物依存からの回復支援を行っており、札幌市の指定事業所として、地域活動支援センターとグループホームを運営している。自立支援医療手帳を持つ者を対象としているが、手帳取得手続きをすることもある。スタッフ 5 名と経理 1 名で運営しており、北海道ダルクの卒業生がグループホームの宿直を行うこともある。

（参考：当該機関の WEB サイト、東京ダルクの WEB サイト）

出所者等との関わり

インターネットや報道、矯正施設で実施されるミーティングや薬物依存離脱指導等でダルクの存在を知り、薬物依存症者本人や家族からの相談をきっかけとして、ダルクの利用につながる人が多い。ほかの地域のダルクから移ってくる者や紹介されて来る者もいる。札幌刑務所の出所者や札幌市出身者には、薬物に関わる人間関係を断ち切るために、ほかのダルクを紹介している。定員等により北海道ダルクで受け入れられない場合は、札幌市内にあるアルコール・薬物・ギャンブル等の依存からの回復を支援しているほかの団体を紹介することもある。

回復するための場や時間を設け、回復者のモデルを示し、NA の提案する 12 ステップに基づいたプログラムを実施することで、薬物を使わない新しい生き方を提供している。また、予防・啓蒙事業として、講演や説明会の実施だけでなく、刑務所内でミーティングを実施している。また、保護観察所で薬物再乱用防止プログラムを受けている保護観察対象者が NA やダルクのミーティングに参加することもある。

ダルクを利用する依存者とともにプログラムに取り組むほか、揉め事や失敗について話し合

うことで、問題を隠さずに、理解や解決につなげることに取り組んでいる。地域で一人暮らしをすることを目標としており、①金銭管理、②時間管理、③食事、④清潔を保つこと、これらの習慣がつけば卒業となる。

課題

1) 就労以外の社会参加の機会をどう作るか

ダルクを利用している依存症者のほとんどは生活保護で生活している。体力面や精神面から一般就労が難しい方も多く、福祉的就労についても薬物依存症者の受け入れのハードルは高い。

高齢者宅の軒先の雪かきなど、地域で困っている人に対して、ボランティアのような形で関わりを持っていけるような関係を作っていく必要がある。こういった関わりを通じて社会参加の機会を増やしていきたい。

2) 就労先の企業との関係づくりの難しさ

薬物依存症者の就労はハードルが高く、依存症であることを知ったうえで雇用する企業は少ないため、多くの依存症者は依存症であることを隠して就労している。そのため、就業時間の関係で、薬を断つためのNAミーティングへ参加することに苦労している。

会社で働き始めたことをきっかけにしてNAミーティングに参加できなくなり、本人も気づけないまま精神的に不安定になり、自暴自棄になる等「破壊的」になってしまうケースもある。

3) 薬物依存から脱するプログラムの効果的な活用

矯正施設内で実施されている薬物依存症者向けのプログラムは、依存度の低い者を対象に実施されており、ダルクを利用するような者は対象となっていない。当事者支援に関わる立場からみると、依存度が高い者ほどプログラムの効果が出やすく、むしろ依存度の高い者に対してプログラムを実施してもらいたいと感じている。薬物依存からの回復者を増やしていくためには、プログラムの効果的な活用が必要である。

1 調査目的

更生保護に関わる支援者等が支援する上で生じる課題、被支援者のニーズ、今後の支援に向けた提案や要望等を把握することを目的に実施した。

2 調査概要

支援者等への実態調査について、概要は次のとおりである。

調査対象	調査日時	調査方法	回収状況
北海道内の保護司 3,077人	平成30年10月～11月	郵送発送、郵送回収	2,157件 (70.1%)

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤国家公務員である。会社・団体役員や主婦、宗教家などさまざまな兼職者が従事している。無給だが、職務に要した費用は実費弁償で支給される。保護観察官が作成した実施計画に沿い、地域性・民間性を活かして対象者の指導監督・補導援助にあたり、月ごとに経過を報告し、保護観察官と意見交換や情報共有を行うなど、保護観察官と協働で保護観察を実施するほか、矯正施設釈放後の生活環境調査と調整、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動、就労支援、社会貢献活動、学校や地域の機関・団体との連携、自主研修への参加など、更生保護全般の活動を行っている。

保護司の委嘱要件として、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有すること、が挙げられている。また、欠格条項として、①成年被後見人又は被保佐人、②禁固以上の刑に処せられた者、③日本国憲法の試行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者、が挙げられている。

保護司の任期は原則2年だが、再任を妨げない。ただし、新任の場合は委嘱予定日現在66歳以下であることが原則であり、再任の場合は委嘱予定日現在76歳未満であることが要件となっている。保護司の人員については、全国で5万2,500人を超えないものと定められており、実人員は約4万8,000人で減少傾向にある。各保護区に定数があり、北海道全体では3,560人が定数となっている。

(出典：更生保護制度第3版)

3

調査結果

(1) 支援者（保護司）について

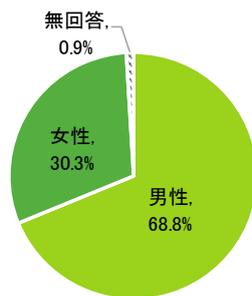
支援者等への実態調査について、概要は次のとおりである。

① 基本属性

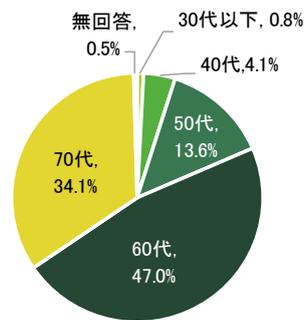
1) 性別、年代

性別は、男性 68.8%、女性 30.3%となっている。年代は「60代」が 47.0%と最も高く、「70代」が 34.1%、「50代」が 13.6%となっている。

図表Ⅲ-1-1 性別 (n=2,157)



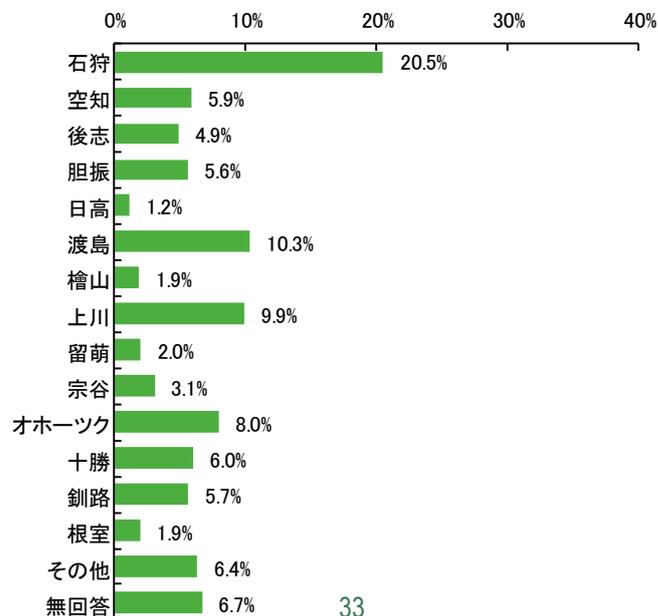
図表Ⅲ-1-2 年代 (n=2,157)



2) 居住地

居住地を振興局別にみると、「石狩」の割合が 20.5%と最も高く、「渡島」の割合は 10.3%、「上川」の割合は 9.9%となった。

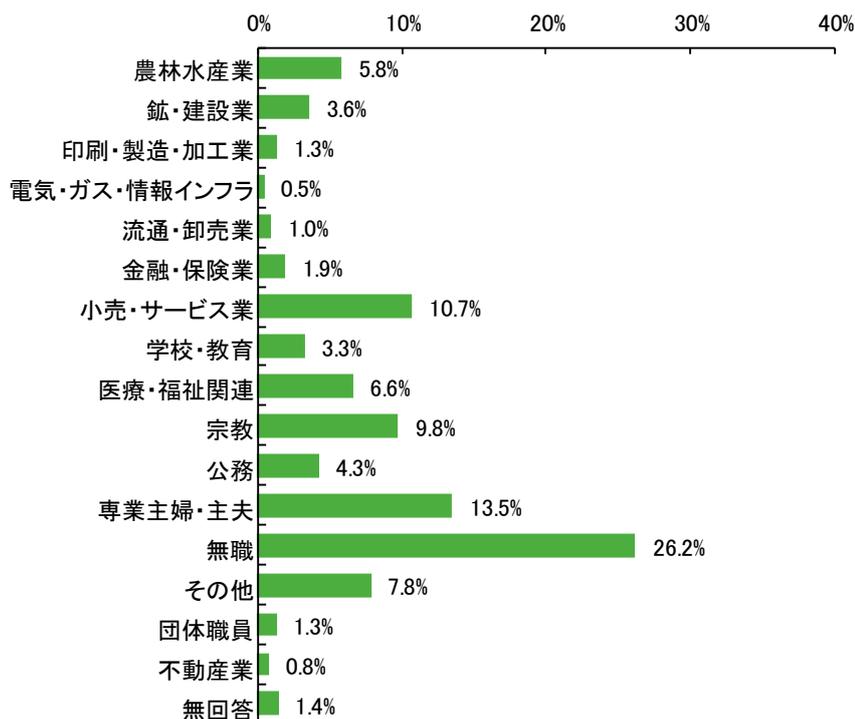
図表Ⅲ-1-3 居住地 (n=2,157)



3) 職業

職業を見ると、「無職」が26.2%と最も高く、「専業主婦・主夫」が13.5%、「小売・サービス業」が10.7%となっている。

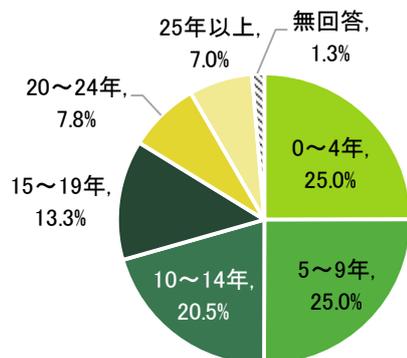
図表Ⅲ-1-4 職業 (n=2, 157)



4) 保護司歴

保護司歴を見ると、「0～4年」、「5～9年」がそれぞれ25.0%と最も高く、「10～14年」が20.5%となっており、10年未満が全体の50.0%を占める。

図表Ⅲ-1-5 保護司歴 (n=2, 157)

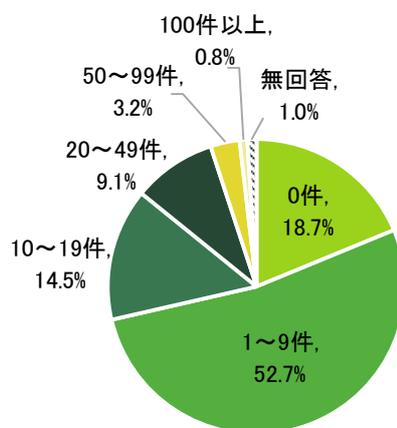


② 保護司としての活動について

1) これまでの保護観察・環境調整の担当件数

これまでの保護観察・生活環境調整の担当件数について聞いたところ、「1～9件」と回答した割合が52.7%と最も高く、「0件」と回答した割合が18.7%、「10～19件」と回答した割合が14.5%となっている。

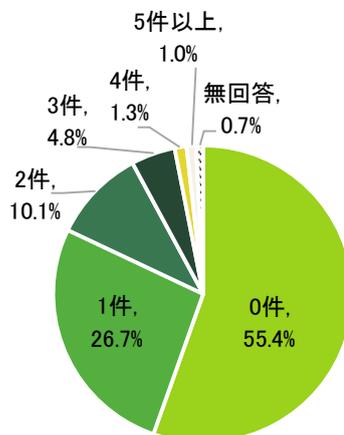
図表Ⅲ-1-6 これまでの保護観察・環境調整の担当件数(n=2,157)



2) 現在担当している保護観察・環境調整の件数

現在担当している保護観察・生活環境調整件数について聞いたところ、「0件」と回答した割合が55.4%と最も高く、「1件」と回答した割合が26.7%、「2件」と回答した割合が10.1%となっている。

図表Ⅲ-1-7 現在担当している保護観察・生活環境調整件数(n=2,157)

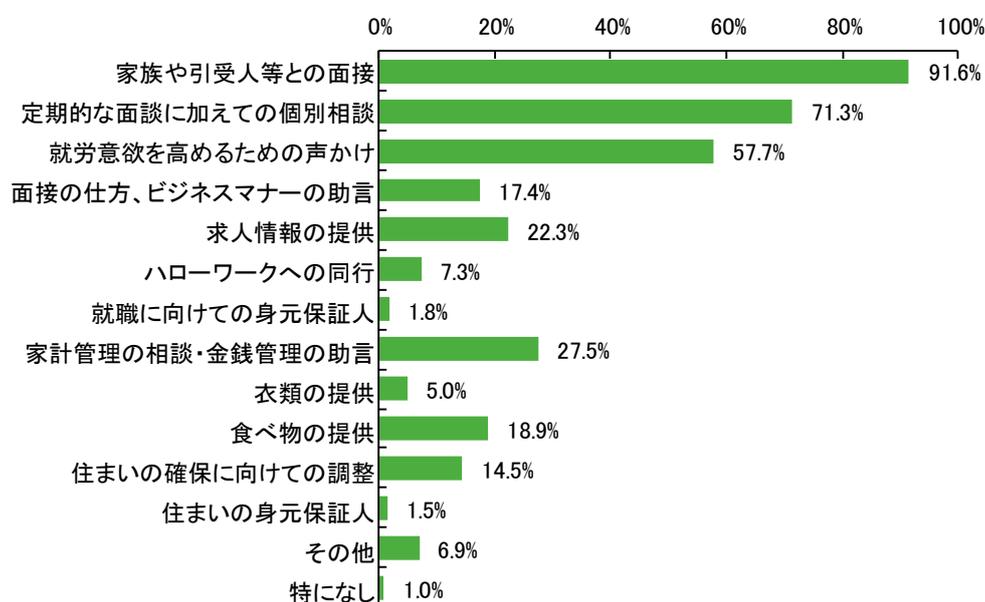


3) 保護観察・生活環境調整として、これまで行った関わり

保護観察・生活環境調整の担当件数が1件以上と回答した1,732人に、これまでどのような関わりを行った（行っているか）聞いたところ、「家族や引受人等との面接」と回答した割合が91.6%と最も高く、「定期的な面談に加えての個別相談」と回答した割合は71.3%、「就労意欲を高めるための声かけ」と回答した割合は57.7%となっている。

また、年代別にみると、40代以下に比べ50代以上は、「求人情報の提供」、「家計管理の相談・金銭管理の助言」、「食べ物の提供」、「住まいの確保に向けての調整」等の幅広い関わりをしている傾向がうかがえる。

図表Ⅲ-1-8 保護観察・生活環境調整として、これまで行った関わり（複数回答、n=1,732）



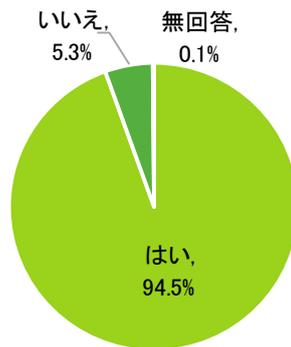
図表Ⅲ-1-9 保護観察・生活環境調整として、これまで行った関わり（年代別クロス集計）

	全体	家族や引受人等との面接	定期的な面談に加えての個別相談	就労意欲を高めるための声かけ	面接の仕方、ビジネスマナーの助言	求人情報の提供	ハローワークへの同行	就職に向けての身元保証人	家計管理の相談・金銭管理の助言	衣服の提供	食べ物の提供	住まいの確保に向けての調整	住まいの身元保証人	その他	特になし	
全体	1,732	1,586 91.6	1,235 71.3	1,000 57.7	302 17.4	387 22.3	127 7.3	31 1.8	477 27.5	86 5.0	327 18.9	251 14.5	26 1.5	120 6.9	17 1.0	
年齢	30代以下	8 100.0	5 62.5	5 62.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	40代	48	41 85.4	25 52.1	16 33.3	3 6.3	3 6.3	2 4.2	0 8.3	4 8.3	1 2.1	3 6.3	5 10.4	1 2.1	4 8.3	
	50代	206	183 88.8	136 66.0	104 50.5	36 17.5	43 20.9	12 5.8	2 1.0	56 27.2	4 1.9	27 13.1	19 9.2	2 1.0	11 5.3	1 0.5
	60代	771	692 89.8	529 68.6	419 54.3	112 14.5	136 17.6	38 4.9	12 1.6	202 26.2	35 4.5	115 14.9	89 11.5	11 1.4	43 5.6	11 1.4
	70代	689	654 94.9	535 77.6	451 65.5	150 21.8	204 29.6	74 10.7	17 2.5	210 30.5	46 6.7	182 26.4	136 19.7	12 1.7	62 9.0	3 0.4
	無回答	10	8 80.0	5 50.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	4 40.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

4) 保護司の犯罪予防活動に参加したことがあるか

社会を明るくする運動などの保護司の犯罪予防活動に参加したことがあるか聞いたところ、「はい」と回答した割合が94.5%、「いいえ」と回答した割合は5.3%となっている。

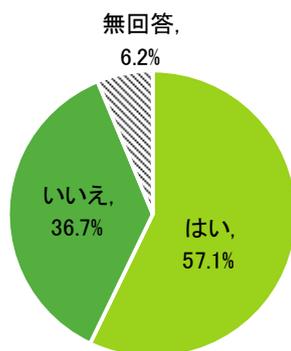
図表Ⅲ-1-10 保護司の犯罪予防活動に参加したことがあるか(n=2, 157)



5) 犯罪予防活動の効果を実感しているか

これまでの犯罪予防活動の効果を実感しているか聞いたところ、「はい」と回答した割合が57.1%、「いいえ」と回答した割合は36.7%となっている。

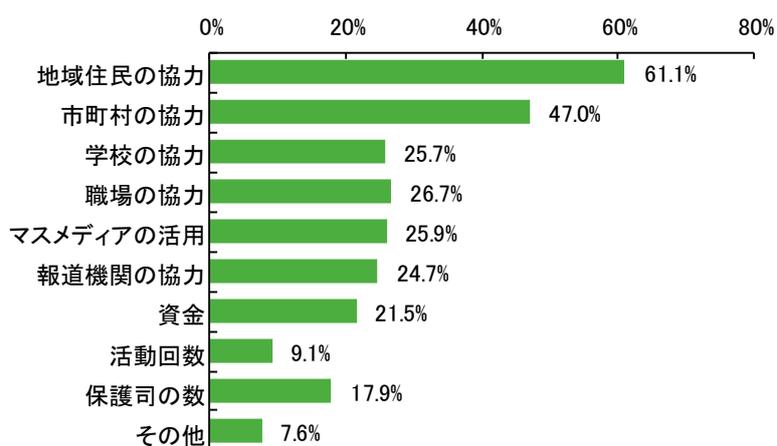
図表Ⅲ-1-11 犯罪予防活動の効果を実感しているか(n=2, 157)



6) 犯罪予防活動の効果を上げるために不足していること

居住している市町村において、犯罪予防活動の効果を上げるためには現状で何が不足しているか聞いたところ、「地域住民の協力」と回答した割合が61.1%と最も高く、「市町村の協力」と回答した割合は47.0%、「職場の協力」と回答した割合は26.7%となっている。

図表Ⅲ-1-12 犯罪予防活動の効果を上げるために不足していること(複数回答、n=2,157)

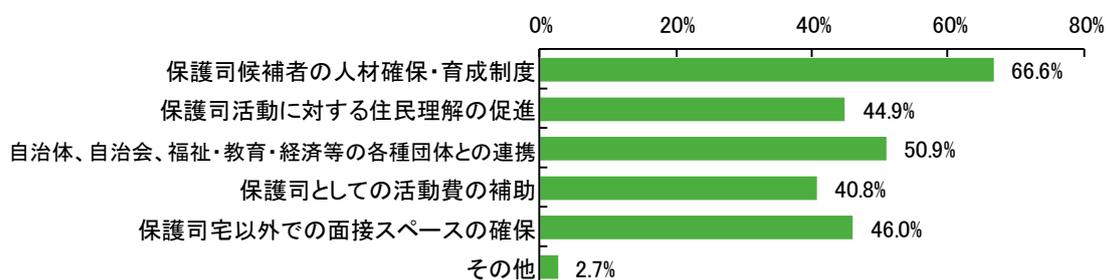


③ 今後、保護司として活動するにあたっての要望・提案

1) 必要だと思う取組

保護司として活動を行う上で、必要だと思う取組について聞いたところ、「保護司候補者の人材確保・育成制度」と回答した割合が66.6%と最も高く、「自治体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体との連携」と回答した割合は50.9%、「保護司宅以外での面接スペースの確保」と回答した割合は46.0%となっている。

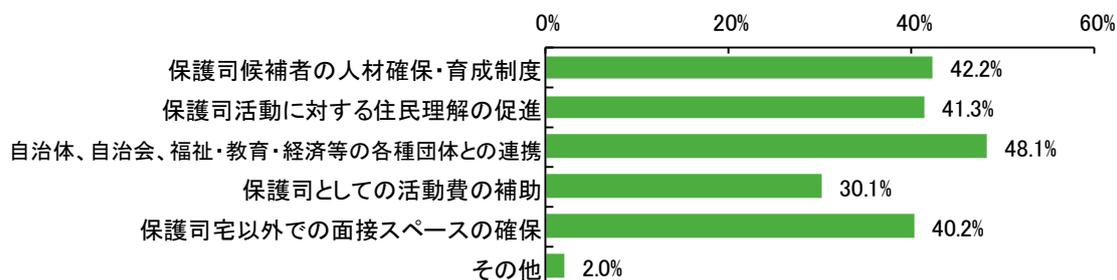
図表Ⅲ-1-13 必要だと思う取組(複数回答、n=2,157)



2) 自治体に取り組むべきもの

特に自治体に取り組むべきだと考える取組について聞いたところ、「自治体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体との連携」と回答した割合が48.1%と最も高く、「保護司候補者の人材確保・育成制度」と回答した割合は42.2%、「保護司活動に対する住民理解の促進」と回答した割合は41.3%となっている。

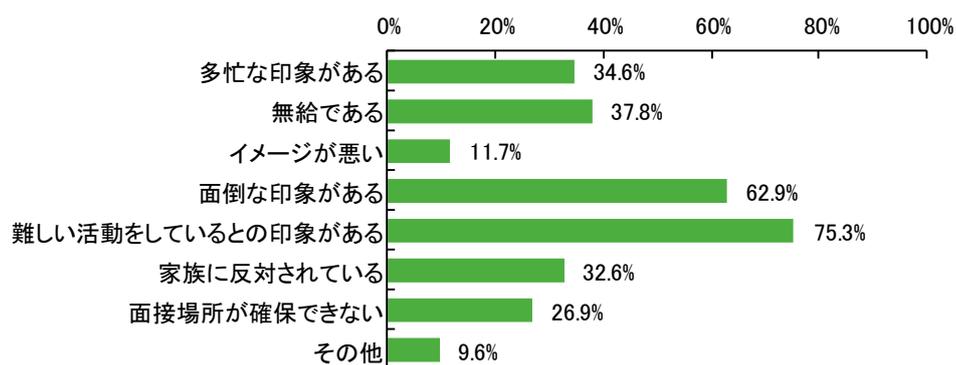
図表Ⅲ-1-14 自治体に取り組むべきもの(複数回答、n=2,157)



3) 保護司のなり手がいない理由

保護司のなり手がいない理由について聞いたところ、「難しい活動をしているとの印象がある」と回答した割合が75.3%と最も高く、「面倒な印象がある」と回答した割合は62.9%、「無給である」と回答した割合は37.8%となっている。

図表Ⅲ-1-15 保護司のなり手がいない理由(複数回答、n=2,157)



4) 新たな保護司の担い手確保

保護司のなり手不足が問題となっている中、特に若い世代の保護司候補者を確保するための方策について提案等を聞いたところ、1,219人から回答があった。抜粋した主な意見は以下のとおりである。

PR 活動による啓発活動

- ・保護司の分区会をもっとオープンにして、地域の人々に自由参画してもらい、意見交換会やどこに若い人材がいるか情報を得る。(60代男性)
- ・保護司の必要性が一般にまったく理解されていない。私自身もほとんど知識がなかった。学校教育の中で保護司、民生委員等の知識を少しでも与えていくことが必要だと思う。(50代女性)
- ・非行問題等、住民からの相談に応じられる体制を整える等、住民の身近な存在として普段から保護司の活動が理解されていることが必要と考える。(60代男性)
- ・保護司であることを以前は地域で分からないように活動していたように、存在があまり知られていないので、積極的に地域に存在を知らせる方法を考えたい。(60代男性)

活動費について

- ・専門知識が必要なため、保護司の人員を減らして限定人員にある程度の報酬を支払うべきだと考える。(60代男性)
- ・保護司が賛助会員を募り、運営費を確保することの負担が大きく、ほかの人に勧める気にはなれない。ボランティアとはいえ、個人の持ち出しの方が多いため改善すべきかと思う。(60代男性)
- ・国益に資する活動に携わっていながら無給であることへの疑問がぬぐえない。対象者を持たない場合、年会費や助成金等の出費のみ。人々に勧められない。(70代男性)
- ・50代以下の年代を求めるのであれば、定額でも月給等有償にしなければ確保できないと思う。当人の生活自体が子育てや低収入で大変な場合が多い。(40代女性)
- ・実費弁償費の支給金額を増額する。(50代男性)

活動内容の見直し

- ・保護司の選定条件を緩和すべきではないか。ダルクの指導者のように、過去に犯罪を行っていても現在は立派に更生し、ほかの人に同じ思いをさせたくないと思える人は、保護司として適切であると思う。(60代男性)
- ・若い方の担い手は激減しているため、保護司採用の年齢条件引き上げが必要。(50代男性)
- ・1人の対象者に対して、最初からすべて2人以上の複数の保護司で担当すれば良いのではないか。相談しながら活動でき、気持ちの負担や背負う重圧が減ると思う。(60代女性)

- ・地区ごとの保護司全体での受入支援体制が不足している。入っても何らバックアップ体制もなく心細い経験をした。(60代男性)
- ・研修は必要と考えるが、その他諸活動への参加が難しいのが現状である。活動内容を広げず、基本的な保護観察・環境調整等に絞ることが必要だと思う。(70代男性)
- ・年間8回の研修に出席し、保護観察者があたれば月2回の面接で良いと聞いたが、そのほかにも自主研修・施設訪問等がある。勉強になって良いが、仕事しながらの活動では、時間を作るのが大変である。定年退職者か主婦でないと難しい。仕事をしていてもできる範囲の内容、または無給でなくする等、今の社会に合ったやり方が必要ではないか。(50代女性)
- ・ボランティアであるため、無理のない活動をするべきである。働いている人が有休をとってまで研修等に参加しなくても良いと思う。保護司会全体で理解できる環境が必要であり、できる人ができる範囲で活動すべきだと思う。(50代女性)
- ・現職者も無職者も活動ボリュームが同じ。地区支部でのフォロー体制が必要である。保護観察・環境調整を何年間も担当していない保護司がいるため、共有化を図る研修等が必要ではないか。(60代男性)

企業の理解促進

- ・職場の理解が必要であるため、観察所からのアプローチを期待したい。また、土・日曜日や夜間等の開催で研修に出席しやすくする。(70代男性)
- ・職場の理解が得られないと活動が難しい。研修等は日中に開催されるので、時間をもらえないと出席できないため、職場の理解と協力が必要と考える。まずは国や地方公共団体等が保護司活動を支援するための制度化に踏み切ってもらいたい。(60代男性)
- ・若い現役世代は対象者との往訪調整が難しいので、面談時は有給扱いとか、育休があるようにボランティア有給があっても良いのではないか。(60代男性)

地域との連携での人員確保策

- ・発達障がいや精神疾患等を持つ対象者が増えている中で、若い人から人生経験の多い人や人格者を選ぶのは難しい。各種団体の中から選ぶのが一番良いと思う。(60代女性)
- ・大学・高校等で今の活動を理解してもらい、今後協力できる人間になろうという意識を持ってもらえるよう、保護活動の実際を理解し協力してもらおう体制を整える。(60代女性)

その他

- ・市町村の担当所管との連携を強くし、担当所管の協力を求める。(50代男性)
- ・保護司を雇用する企業には税制上の優遇措置があれば良いと思う。(70代男性)
- ・退職後に年金制度に加算される制度。(60代男性)

5) 再犯率を下げるために必要な取組

検挙人員に占める再犯者の割合が年々上昇してきていることが社会的な問題となっている中、今後再犯率を下げていくために必要な取組について提案等を聞いたところ、1,086人から回答があった。抜粋した主な意見は以下のとおりである。

犯罪を未然に防ぐための教育・啓発

- ・小中学校の義務教育に講話等を取り入れ予防することが、一番の策であると思う。(60代男性)
- ・低年齢の犯罪・再犯を減らすためにも、小・中・高生の授業の枠で、犯罪や法律等についてより踏み込んで学ぶことができれば良い。今後は学校との連携が大事であると思う。(60代女性)

矯正施設内での教育・矯正

- ・刑務所において教養や就労に関する取組が行われているが、出所後に活かされていない面があるため、実施方法・内容について改善する必要がある。(60代男性)
- ・本人の能力にあった再教育(社会に出た時に必要最低限の知識、技能、特にPC操作や希望する職種に対応できる技能を身に付けさせる)、対人関係のマナー等も必要。(70代女性)
- ・出所後1~2か月程度生活できるように、施設内の作業報奨金を値上げしてはどうか。また、入所中に面接で職を探してあげる。(60代性別不明)
- ・SST※ 専門の施設を設け、刑期の中に組み入れる。刑罰と治療を明確に分けると再犯率が下がるのではないかと思う。(60代男性)

※「SST」: Social Skills Training の略。社会生活技能訓練。

問題にあわせた支援・プログラム

- ・再犯者のうち、出所後に就業できず経済的に困窮する者や、発達障がい等の精神障がいを持つ者や高齢者等、行き場のない者等は、保護司では関わるできない。仮出所や執行猶予に限らず、民生部門と連携した相談や支援等の対応が必要だと思う。(60代男性)
- ・矯正施設内で、医療や福祉にもっと幅広く結びつけていくことで、入口・中・出口の支援を充実させる。(50代男性)
- ・薬物犯等に対する再犯防止プログラム等の効果を確認し、より効果的实施要領・内容等を検証する必要がある。(70代男性)
- ・薬物乱用防止等の再犯者には、保健師等医療専門者と保護司が連携し更生を図る必要がある。(70代男性)
- ・知的障がいを持つ者には、自ら役所のような場所に出向くのが苦手な者もあり、貧困等に対する医療・社会生活支援について細かく分かりやすく知らせる必要があると思う。(60代女性)

- ・近年取組が進んでいるが、犯罪の原因や背景に貧困がある人に対して、福祉事務所等と密に連携をすることをさらに徹底すべきだと思う。(60代男性)
- ・対象者のための就労支援・福祉支援(高齢者・認知・精神等)・医療支援(精神・認知等)・対薬物支援(本人の回復・交遊の自覚)等、それぞれに合ったプログラムを用意し、関連支援団体につなげていく。(60代男性)

安定した生活を送れるようにする基盤整備支援

- ・社会的に自立し、生活するためには職に就くことが大事な条件になると考える。インターンシップのように体験できる仕組みがあると選択肢も広がるのではないか。(60代女性)
- ・就労先を確保し自立資金を確保させる。保証人がいないことからアパート等住む所を確保できないため、国等公の機関が保障制度を確立し帰住先の確保をはかる。(60代男性)
- ・社会での受け入れ体制の構築。就業場所・居場所を確保するだけでなく、社会的役割を付与することで本人の自立意識(存在感)を高めることだと思う。(60代男性)
- ・矯正施設等から釈放される者のうち、更生保護施設入所等の支援が受けられず、かつ自立が困難と判断される者に対しての住居、就労、福祉等に関する支援。(60代男性)

相談支援体制の構築

- ・サポートセンターにおける個別支援プラン作成と支援チーム化による総合的な支援(30代以下男性)
- ・満期出所者に対しても、矯正施設入所中に、社会復帰のため居住確保、就労や社会保障制度につなげる支援が必要だと思う。保護観察対象者には、十分とは言えないがさまざまな支援が整備されているが、満期出所者に対する対策が保護司としても見えていない。(70代男性)
- ・保護観察終了後の対象者が、離職後の生活や再就職、孤独感等なんでも相談できる場が必要だと思う。(60代女性)
- ・社会から犯罪者と見られることで生きづらさや孤独を感じ、再犯することも考えられる。どの機関でも良いから相談できる所を作っておく。対象者が未成年者の場合、親や保護者に対するカウンセリングで変わってもらえることが大切。(70代女性)

その他

- ・地域や町内会等の協力が必須だと思う。対象者と保護司の関係は良好だが、ほかとのコミュニケーションがまったく取れていないケースが多いと感じている。地域全体で問題解決を図る必要があると思う。(60代女性)
- ・自治体が再犯防止推進計画を策定することで、地域住民ができることは明確になる。自治体を中心に論議することから進めてほしいと思う。地域の問題として正面から立ち向かう姿勢が大切ではないか。結果は必ずついてくるが、難しい課題だと思う。(70代男性)
- ・困窮対策、生活支援、福祉・住居、教育等との包括的支援体制づくり。(50代男性)

(2) 対象者について

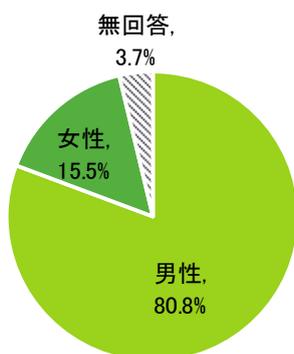
保護司アンケートの中で、担当した保護観察に関して、対象者の属性や抱えている課題等について、直近の3ケースを上限として聞いたところ、1,499人から回答があり、2,826ケースの情報が得られた。

① 基本属性

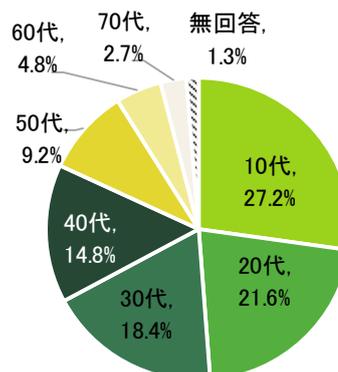
1) 性別・年代

性別は、「男性」が80.8%、「女性」が15.5%となっている。年代は、「10代」が27.2%と最も高く、「20代」が21.6%、「30代」が18.4%となっている。

図表Ⅲ-2-1 性別 (n=2,826)



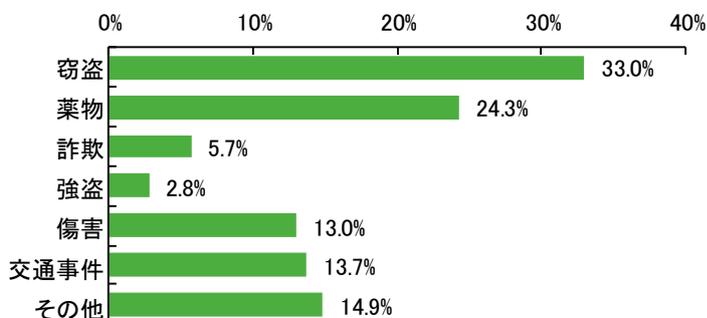
図表Ⅲ-2-2 年代 (n=2,826)



2) 主な罪名・非行名

対象者の主な罪名・非行名について聞いたところ、「窃盗」が33.0%と最も高く、「薬物」が24.3%、「交通事件」が13.7%となっている。

図表Ⅲ-2-3 主な罪名・非行名 (n=2,826)



「その他」の回答は420件あり、主なものは以下のとおりである。

・「性犯罪」「強制わいせつ」等	159件(5.6%)
・「放火」「火つけ」等	28件(1.0%)
・「殺人」「殺人未遂」等	27件(1.0%)

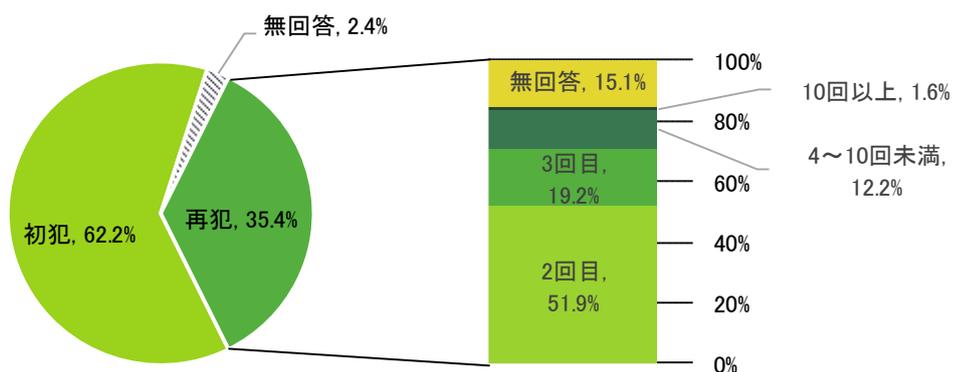
3) 犯罪歴

対象者の犯罪歴について聞いたところ、「初犯」が62.2%、「再犯」が35.4%となっている。

また、「再犯」と回答した999人に回数を聞いたところ、「2回」と回答した割合が51.9%と最も高く、「3回」と回答した割合が19.2%となっている。

図表Ⅲ-2-4 犯罪歴 (n=2, 82)

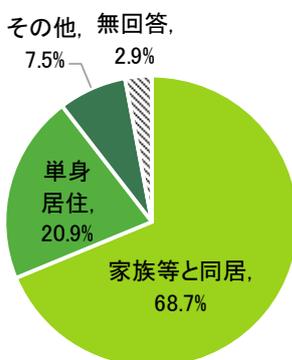
図表Ⅲ-2-5 再犯者の犯罪歴 (n=999)



4) 居住状況

対象者の居住状況について聞いたところ、「家族等と同居」と回答した割合が68.7%と最も高く、「単身居住」と回答した割合が20.9%となっている。

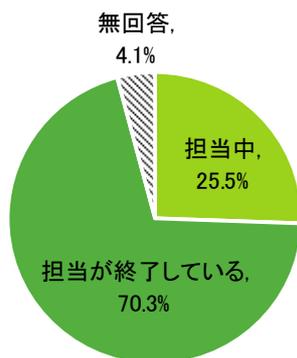
図表Ⅲ-2-6 居住状況 (n=2, 826)



5) 担当状況

対象者の担当状況について聞いたところ、「担当が終了している」と回答した割合が70.3%、「担当中」と回答した割合が25.5%となっている。

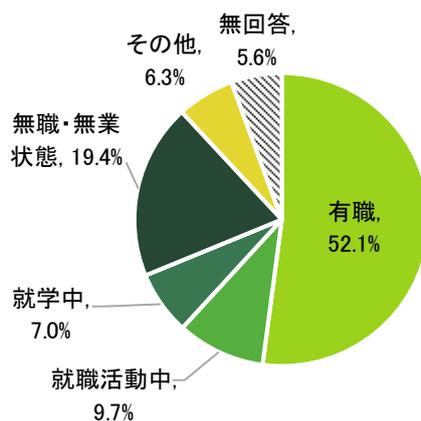
図表Ⅲ-2-7 担当状況 (n=2, 826)



6) 就業・就学状況

対象者の就業・就学状況について聞いたところ、「有職」と回答した割合が52.1%と最も高く、「無職・無業状態」と回答した割合が19.4%となっている。

図表Ⅲ-2-8 就業・就学状況 (n=2, 826)

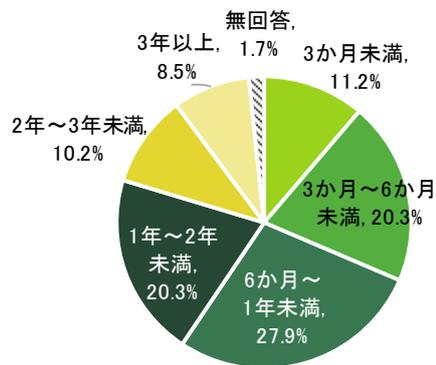


② 保護観察について

1) 担当期間

対象者を担当している（担当していた）期間について聞いたところ、「6カ月～1年未満」と回答した割合が27.9%と最も高く、「3カ月～6カ月未満」、「1年～2年未満」と回答した割合がそれぞれ20.3%となっている。

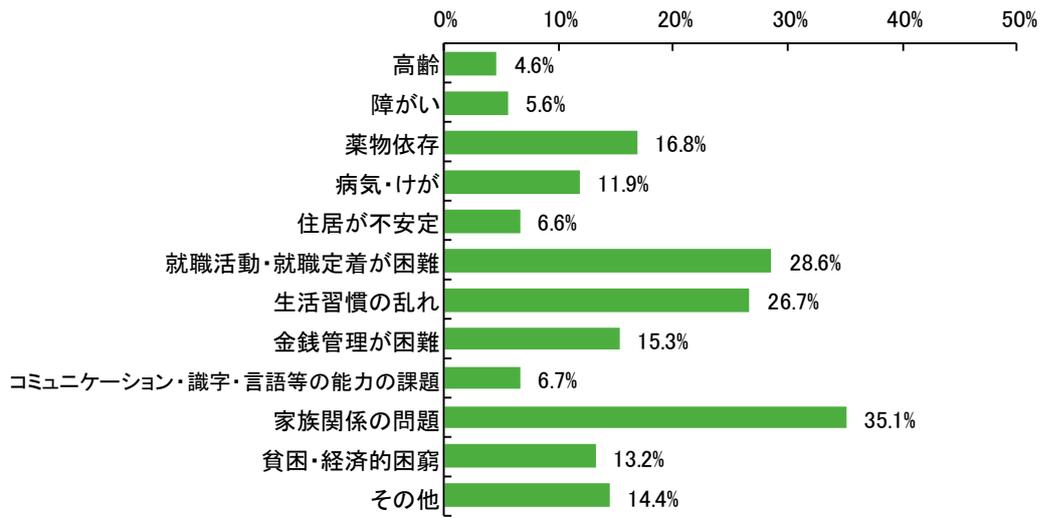
図表Ⅲ-2-9 担当期間（n=2,826）



2) 対象者が抱える（抱えていた）課題

対象者が抱える（抱えていた）課題について聞いたところ、「家族関係の問題」と回答した割合が35.1%と最も高く、「就職活動・就職定着が困難」と回答した割合が28.6%、「生活習慣の乱れ」と回答した割合が26.7%となっている。

図表Ⅲ-2-10 支援対象者が抱える（抱えていた）課題（複数回答、n=2,826）



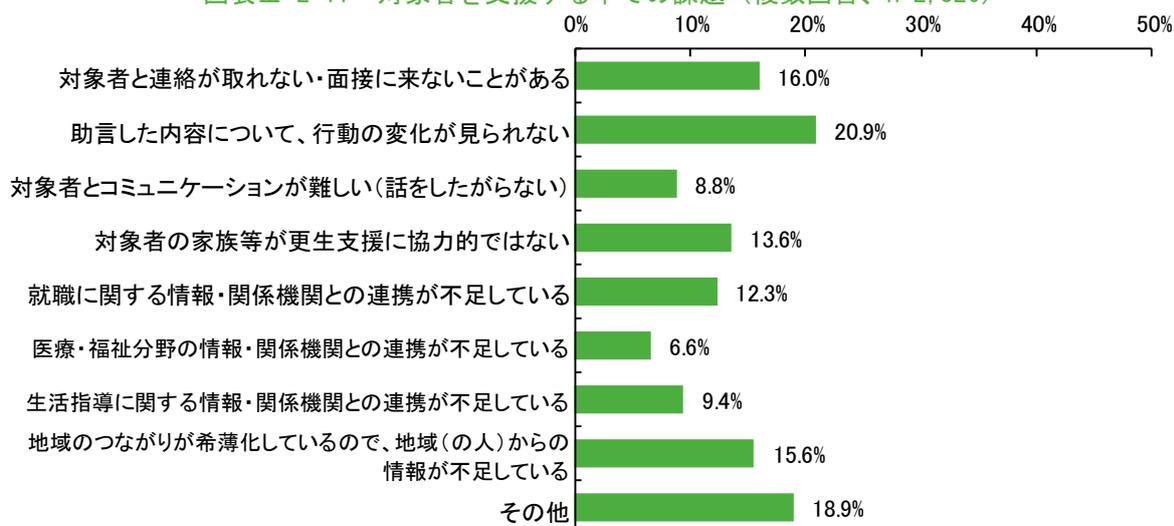
「その他」の回答は408件あり、主なものは以下のとおりである。

- ・「特になし」「良好」など、課題のないもの 115件(4.1%)
- ・「本人の自覚」「意欲」など、意識に関する課題 57件(2.0%)
- ・「交友関係」「友人関係」など、交友関係に関する課題 37件(1.3%)

3) 対象者を支援する中での課題

対象者を支援する中での課題について聞いたところ、「助言した内容について、行動の変化が見られない」と回答した割合が20.9%と最も高く、「対象者と連絡が取れない・面接に来ないことがある」と回答した割合が16.0%、「地域のつながりが希薄化しているので、地域（の人）からの情報が不足している」と回答した割合が15.6%となっている。

図表Ⅲ-2-11 対象者を支援する中での課題（複数回答、n=2,826）



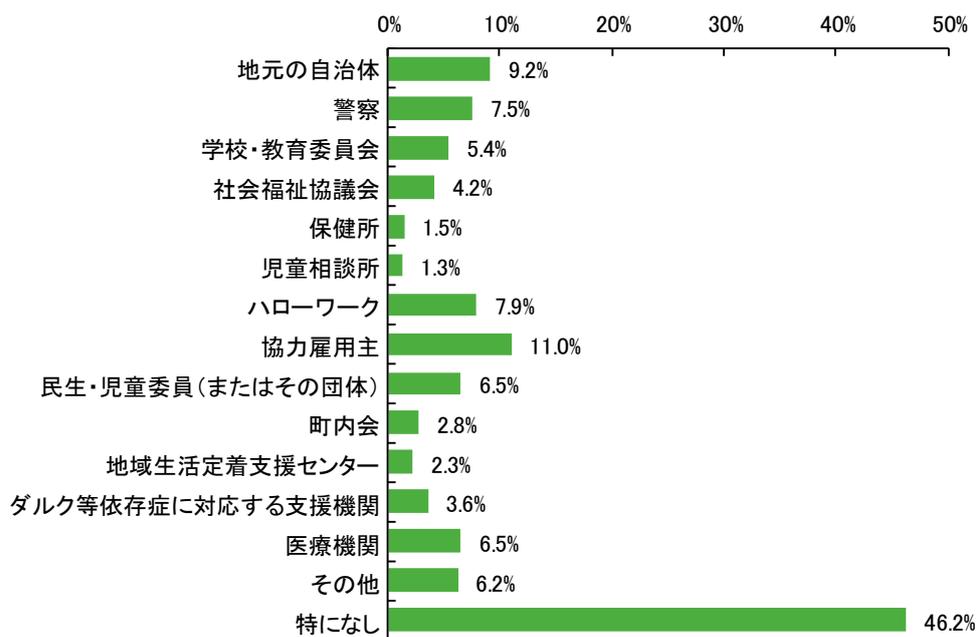
「その他」の回答は535件あり、主なものは以下のとおりである。

- ・「特になし」「良好」など、課題のないもの 270件(9.6%)
- ・「虚言が多い」「自分勝手」など、対象者に関する課題 56件(2.0%)
- ・「家庭環境が良くない」など、対象者の家族に関する課題 49件(1.7%)

4) 保護観察を行う中で連携している機関

保護観察を行う中で連携している機関について聞いたところ、「特になし」と回答した割合が46.2%と最も高く、「協力雇用主」と回答した割合が11.0%、「地元の自治体」と回答した割合が9.2%となっている。

図表Ⅲ-2-12 保護観察を行う中で連携している機関（複数回答、n=2,826）



5) 具体的な支援事例

これまで保護司として関わった経験の中で、印象に残っている事例について聞いたところ、699人から回答があった。抜粋した事例は以下のとおりである。

〈 ケース 1 60代・男性 〉

- ・平成10年に20年ほど連れ添った妻と離婚。単身故郷に戻り、実父と同居。以来就労せず、実父の年金で生活。平成22年実父が逝去。以来引きこもり状態となり、生活費に困窮し、食料品を万引きし、4年間の保護観察対象者として関わることとなる。
- ・留置施設から釈放後、生活保護を受給。特別遵守事項が「就職活動を行い、または仕事をすること」であったため、健康診断を受けるように勧めたところ、大腸癌が見つかった。手術し、順調に回復する。
- ・対人関係に不安を抱えていることから、地域生活支援センターの利用を勧めるとともに、ボランティアセンターでの活動（キャップ仕分け、古切手整理等）を紹介した。犯罪したことを後悔し、日を迫うごとに表情にも変化があらわれ「福祉」とのつなぎ支援が実を結んだケースだった。

〈 ケース 2 10代・女性 〉

- ・家出、窃盗により短期保護観察対象になった。母親や祖母等、家庭環境の悪化による生活の乱れで無気力となり事件を起こした。
- ・本人の話を十分に聞く（カウンセリング、マインド的対応）ことからはじめ、母親指導をすすめ、両者の関係の改善に努めるとともに、本人の望む就職情報の提供や試し雇用を経て本採用となった。
- ・現在は家庭から通勤しているが、アパートでの自活を夢見て充実した生活を過ごしている。

〈 ケース 3 年代不明・男性 〉

- ・最初は、学校と保護司が対象者A君の面倒を見ていた。
- ・さまざまな問題が起き、現在は地域包括支援センター、社会福祉事務所、自立支援センター、学校（校長、教頭、担任教諭）、弁護士、下宿管理人、アルバイト先雇用主、保護司らが月に一度のペースで支援者会議を開き、各方面からA君のサポートをしている。
- ・現在18回実施しており、今後も継続していく。都会では、このようなサポート体制を行っていると聞いていたが、地方では体制が整っておらず、貴重な体験をさせていただいている。

〈 ケース 4 20代・男性 〉

- ・覚せい剤で懲役1年6か月、執行猶予3年、保護観察であった。
- ・指導として再犯しないよう断薬継続と就労支援を実施。
- ・断薬に関しては交際相手に見守りをしてもらった。

- ・当初、実父母宅に居住していたが、二人での居住許可をもらい、しっかりと見守りをしてもらった。
- ・就労に関しては、覚せい剤で執行猶予中であったため、本人と話し合い、履歴書や面接の必要がない人材派遣会社に登録して就業した。そこでメキメキと力をつけ、1年目で月30万程度の収入を得られるようになり、交際相手の金銭管理によって終了時には数百万円の貯金もできた。再犯率の高い中で成功例かもしれない。

〈 ケース5 10代・男性 〉

【 本人が抱えている課題 】

- ① 特別遵守事項は就職活動、または仕事をする事である。仕事をする気構えはあるが年齢から仕事が見つからない。対象者の持つ障がいから、対人関係で問題が生じる可能性が大きく、特に接客関係の仕事は不向きと認められた。気に食わないことがあるとすぐ切れて自分が何をしているか分からなくなることがあり、就活は難しい問題である。
- ② 母子家庭であり、母親はパチンコ依存症で常に生活費不足に陥り(破産宣告者)、食料品が冷蔵庫には入っておらず米も無い状態があり、3度の食事も作らない。いつも高齢の祖母に借金する状態で、対象者は「母は学習能力もなく負けると分かっているにもかかわらずパチンコで勝とうとするし生活する能力もない」と嘆く。小遣いも少なく引きこもりがちである。
- ③ 対象者にはADHDの障がいがあり、小学生時代から母親の子育て能力欠如や男遊びの結果養育放棄もあり、まともな生活を送れていないことから非行を繰り返し、中学生時代は児童自立支援施設にてほとんどを過ごした。同生活環境から「自分は生きていても仕方がない人間だ」と悲観し落ち込む状態。

【 保護司としての指導・支援 】

- ① 保護観察になった原因も、発達障がいから近くを通りかかった中学生に馬鹿にされていると思い込み、衝動的に暴力を振り馬乗りになるが、その後の事は覚えていない状態で、すぐ切れる状態から、面接の都度落ち着いて物事を良く考えて行動するように指導を繰り返す。
- ② 実母に対する指導も重要な問題と捉え、往訪し実母を交えて指導する。
- ③ 就活については、親族の会社に依頼するほか、本人が問題を起こさずに済む会社と一緒に探す。
- ④ 面接時は必ず手作り弁当を持たせるか、コンビニ弁当・飲み物が購入できる程度の現金(500円)を持たせる。
- ⑤ 対象者と話し合い就活し母親から独立する方向で一致。

〈 ケース6 10代・男性 〉

- ・担当するとすぐに、親や中学校の担任から「対象者を施設に収容してほしい」と連絡を受けた。

- ・対象者と数回面接を行う中で発達障がいを疑い、名前等をふせて〇〇区の医療機関の心理士に相談した。対象者は言語理解力に欠けているようだと言われ、再度数回にわたり面接したところ、本人も理解した。
- ・その後、親と担任の先生にお願いし、問題なく普通高校に進学したが、21才で再犯により再会した。

〈 ケース7 年代不明・男性 〉

- ・担当時、三児の父親。
- ・姉二人の末っ子で恵まれた家庭に育ったが、高校入学と同時に父親と死別。中退上京。夜の町をたむろしていた折、組員に監禁され逃げ出した経験を持つ。
- ・その後実家に戻り、運送トラックの運転手として生計を立てていたが、不況で会社が倒産。やむなく自車を持ち生活をつなげていたが、薬に手を出し実刑を受けた。

【 活 動 】

- ① まずA氏の妻と環境調整。妻の反省を聞き、今A氏の力になれるのは妻だと話し、面会を絶やさないと、家族の絆を強く求めた。そして保護司としてともに頑張りましょうと伝えた。
- ② A氏に保護司を務めさせていただき旨とご家族の近況報告を綴り、幼い子どもたちを守るために親戚、特に妻の父母、兄、義姉に放課後の子どものお世話を願い、妻の働く日常に変化のないよう配慮してもらった。
- ③ A氏との文通は月1回行い、退所するまで続けた。その中で交流を重ね、励まし続ける。
- ④ 家族の支えや妻の心強い存在もあり、2年半模範生として頑張ったA氏は、3年の刑期を短くした。保護司として、妻と薬物のセミナーを受講する等知識を持ち、退所後の更正活動につなげた。また、A氏が手紙の返事をまめに書いたことは、保護司や妻を結ぶ大きな要因になったと思う。
- ⑤ 退所後、A氏は決められたカリキュラム検査を受け、働く妻の代わりに子どもたちに食事を作り、面倒を見ながら、職探しをするも思うようにいかなかった。最終的に、実状を理解してくれた運送会社に勤め、現在は父親として、夫として、そして社会人として立派に更生している。

【 振り返って 】

- ① 私への訪問は対象者と妻で来てもらった。
- ② A氏と妻の周囲の協力で恵まれた。
- ③ 学校へ訪問することが多い私は、子どもたちとの交流があった。
- ④ 保護観察官のご指導や先輩の助言をいただけた。
- ⑤ 現在も、A氏家族や親戚と隣人として良いお付き合いをしてもらっていることに感謝している。

1 調査目的

犯罪者等を受け入れ、共に生活していく地域社会とするために、住民自身が望むことや、再犯者を出さないための地域づくりに対する意見等を把握するために実施した。

2 調査概要

道民の意識調査について、概要は次のとおりである。

項目	内容
調査の目的	再犯防止、犯罪者の更生、地域社会への受入等に対する道民意識を把握する。
調査対象	道民 520 人
調査方法	インターネットによるアンケート調査
実施期間	平成 30 年 11 月 1 日（木）～11 月 2 日（金）

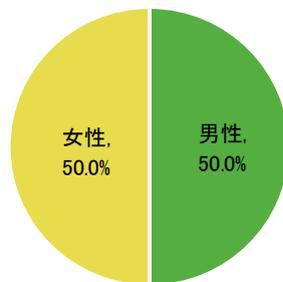
3 調査結果

(1) 基本属性

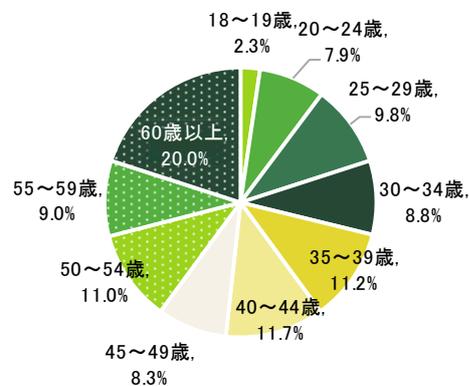
① 性別、年代

均等割り付けにより、性別構成は「男性」50%、「女性」50%となっている。同様に年代構成は、「20代以下」20%、「30代」20%、「40代」20%、「50代」20%、「60代以上」20%となっている。

図表IV-1 性別 (n=520)



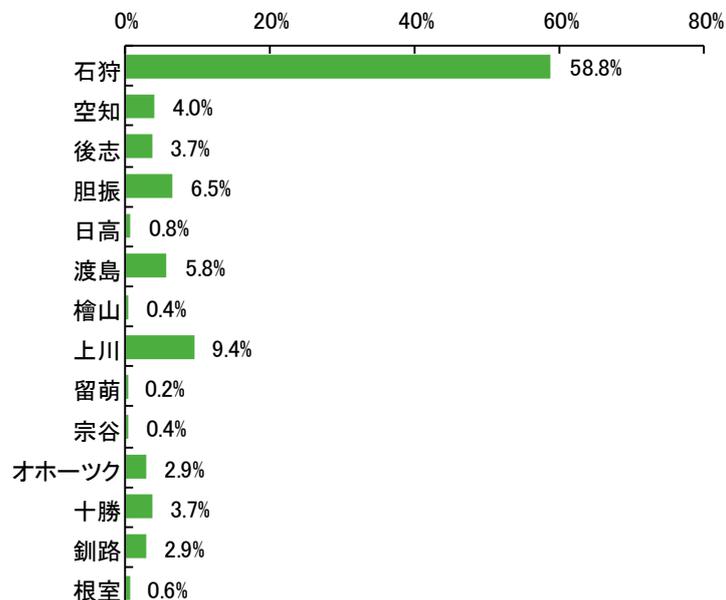
図表IV-2 年代 (n=520)



② 居住地

居住地を振興局別に見ると、「石狩」が58.8%と最も高く、次いで「上川」が9.4%、「胆振」が6.5%となっている。

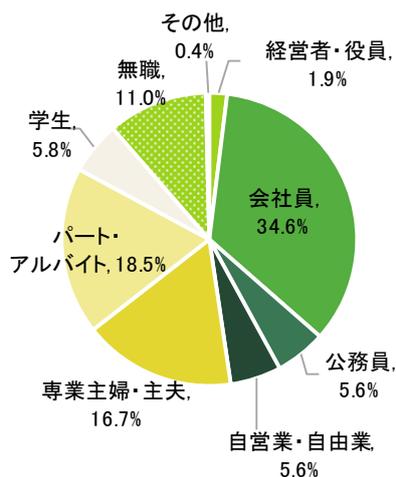
図表IV-3 居住地 (n=520)



③ 職種等

職種等を見ると、「会社員」が34.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が18.5%、「専業主婦・主夫」が16.7%となっている。

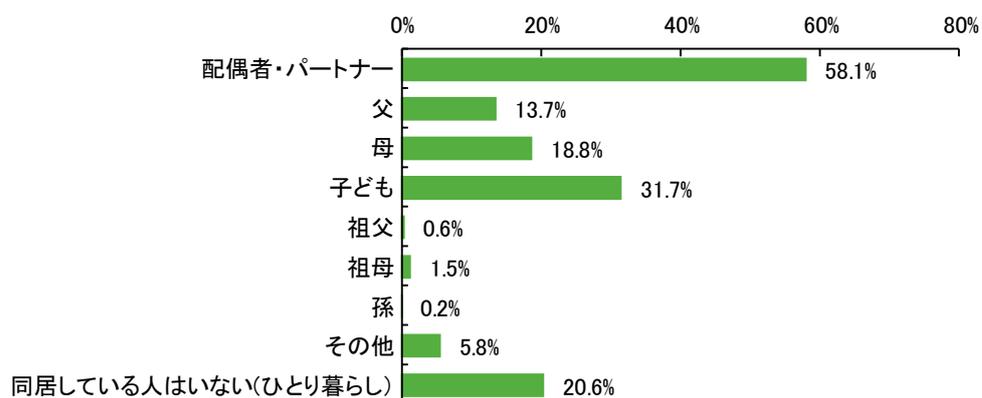
図表IV-4 職業等 (n=520)



④ 同居者

同居者を見ると、「配偶者・パートナー」が58.1%と最も高く、次いで「子ども」が31.7%、「同居している人はいない(ひとり暮らし)」が20.6%となっている。

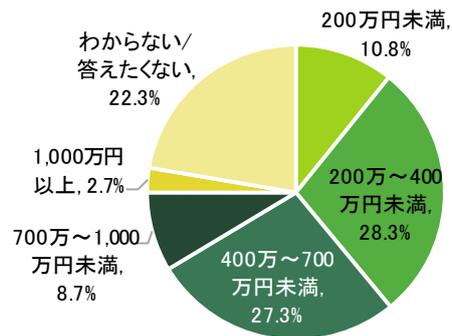
図表IV-5 同居者 (複数回答、n=520)



⑤ 世帯収入

世帯収入を見ると、「200～400万円未満」が28.3%と最も多く、次いで「400～700万円未満」が27.3%となっている。

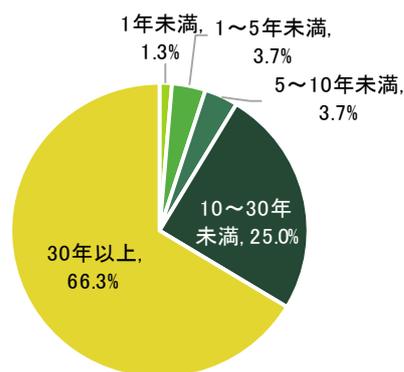
図表IV-6 世帯収入 (n=520)



⑥ 北海道居住歴

北海道居住歴を見ると、「30年以上」が66.3%と最も高く、「10～30年未満」が25.0%、「1～5年未満」と「5～10年未満」がそれぞれ3.7%となっている。

図表IV-7 北海道居住歴 (n=520)



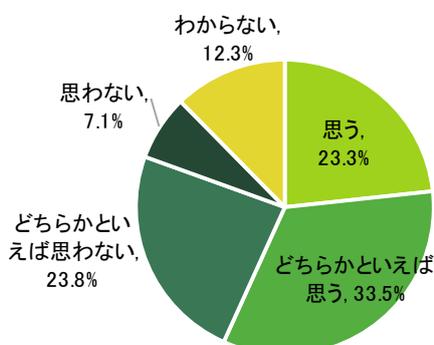
(2) 犯罪や非行をした人たちに必要な支援について

① 犯罪や非行をした人たちが身近にいるかもしれないと思うか

犯罪や非行をした人たちが自分の身近にいるかもしれないと思うか聞いたところ、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は合わせて 56.8%、「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した割合は合わせて 30.9%となっている。

平成 25 年に内閣府が実施した「再犯防止対策に関する特別世論調査」※と比較すると、犯罪や非行をした人たちが身近にいると思うと回答した割合が高くなっている。

図表Ⅳ-8 犯罪や非行をした人たちが身近にいるかもしれないと思うか (n=520)

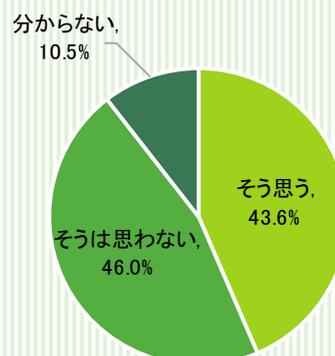


※「再犯防止対策に関する特別世論調査」：再犯防止対策に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とすることを目的に、内閣府が実施。調査概要は以下のとおりである。

項目	内容
調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
有効回収数	1,855 人 (61.8%)
調査時期	平成 25 年 8 月 22 日～9 月 1 日
調査方法	調査員による個別面接聴取

参考

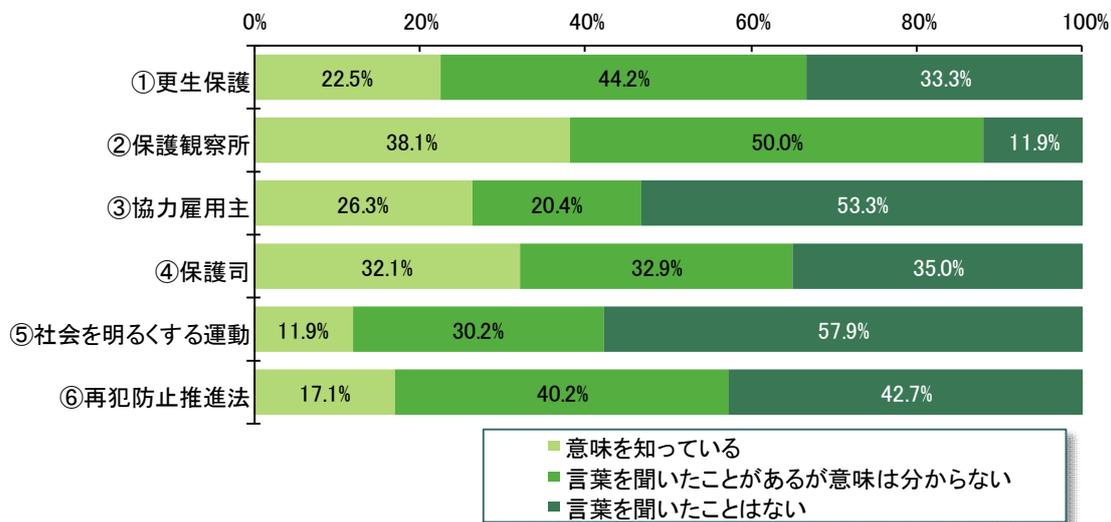
「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成 25 年実施) (n=1,855)



② 用語の認知度

再犯防止に関わる用語の認知度を聞いたところ、結果は次のようになった。「保護観察所」という言葉について、「意味を知っている」と回答した割合は38.1%、「言葉を聞いたことはあるが意味は分からない」と回答した割合は50.0%となっており、「言葉を聞いたことはない」と回答した割合が11.9%となっている。一方、「社会を明るくする運動」という言葉について、「意味を知っている」と回答したのは11.9%、「言葉を聞いたことはあるが意味は分からない」と回答したのは30.2%となっており、「言葉を聞いたことはない」と回答した割合が57.9%となっている。

図表IV-9 用語の認知度 (n=520)

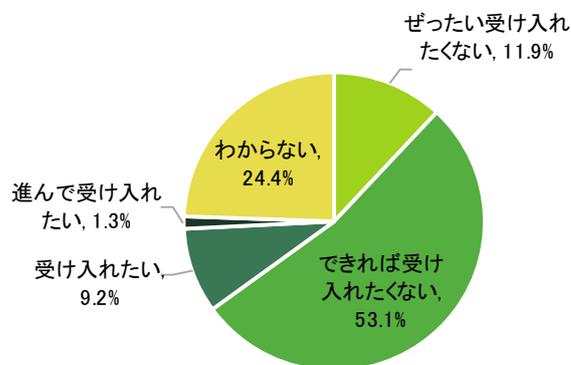


③ 元受刑者が近隣に住むことについて、どのくらい受け入れられるか

刑務所を出所してきて元受刑者が近所に住むことを、どのくらい進んで受け入れようと思うか聞いたところ、「ぜったい受け入れたくない」と「できれば受け入れたくない」と回答した割合は合わせて65.0%、「受け入れたい」「進んで受け入れたい」と回答した割合は合わせて10.5%となっている。

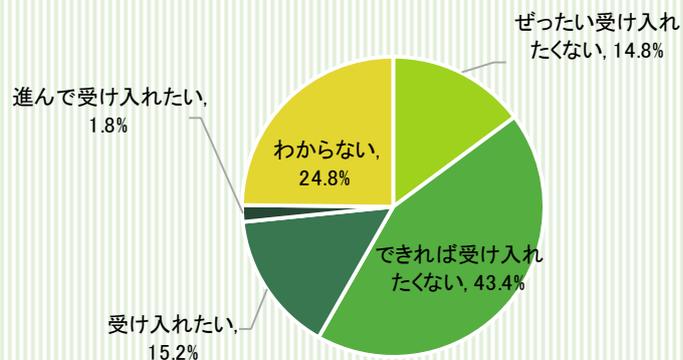
平成25年に実施された「刑事司法への信頼に関する調査」と比較しても、同様の結果が見られる。

図表IV-10 元受刑者が近隣に住むことについて、どのくらい受け入れられるか(n=520)



参考

「地域住民の出所者に対する忌避度」



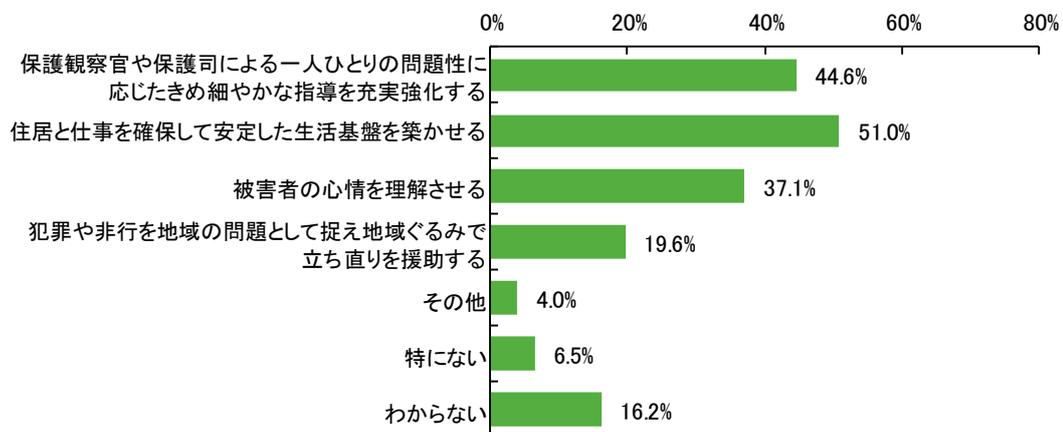
『不安解消出所者支援』（2018年、旬報社、掛川直之編著）P128より作成。
 ((出典元) 刑事司法への信頼に関する調査2014 (研究代表: 津島昌寛))

④ 再犯を防止するために必要なこと

犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するためには、具体的にどのようなことが必要だと思うか聞いたところ、「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答した割合が 51.0%と最も高く、次いで「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に
応じたきめ細やかな指導を充実強化する」と回答した割合が 44.6%、「被害者の心情を理解させる」と回答した割合が 37.1%となっている。

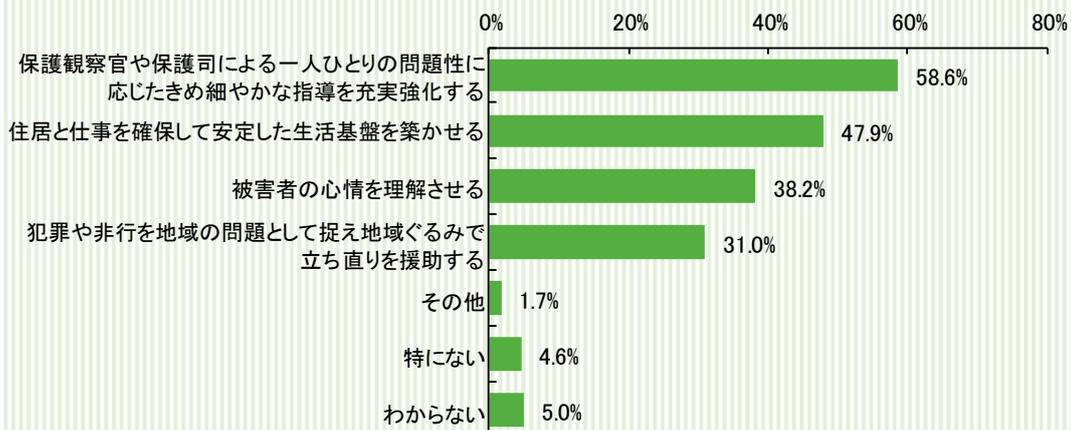
「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、再犯を防止することとして、「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に
応じたきめ細やかな指導を充実強化する」ことよりも、「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」ことを重視している傾向がある。

図表IV-11 再犯を防止するために必要なこと(複数回答、n=520)



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成 25 年実施) (n=1,855)

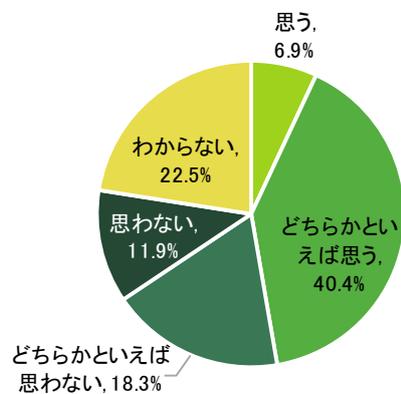


⑤ 再犯を防止するために企業や事業主は積極的に雇用すべきと思うか

犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するためには企業や事業主は過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきだと思うか聞いたところ、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は合わせて47.3%、「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した割合は合わせて30.2%となった。

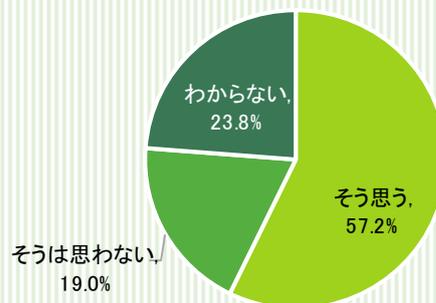
「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、再犯を防止するために企業や事業主は積極的に雇用すべきと思うと回答した割合は低い。

図表IV-12 再犯を防止するために企業や事業主は積極的に雇用すべきと思うか (n=520)



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成25年実施) (n=1,855)

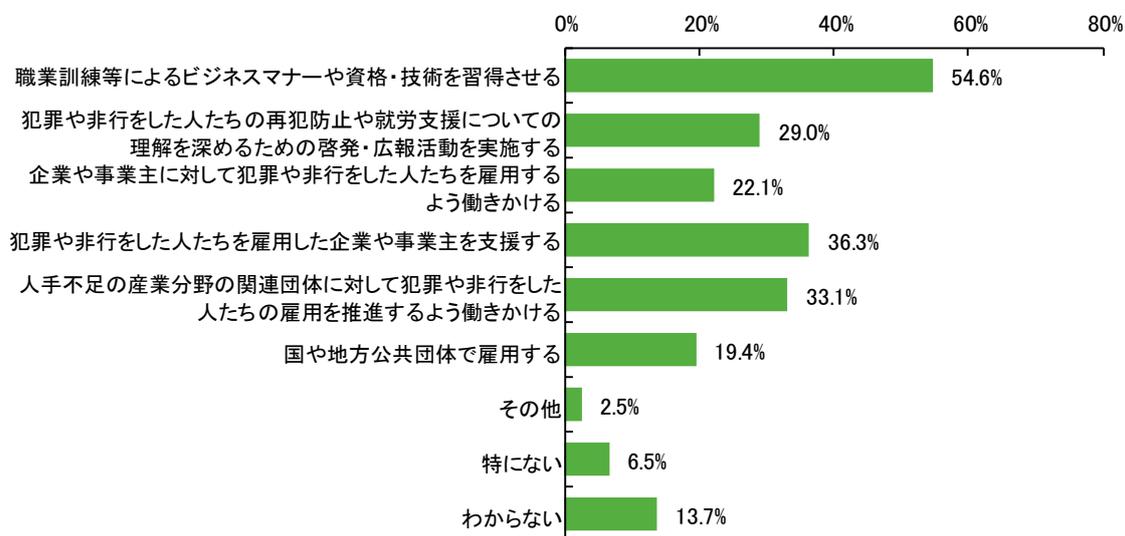


⑥ 犯罪や非行をした人の就職の機会を広げるための取組

犯罪や非行をした人たちの就職機会を広げるために、国や地方公共団体はどのような取組を進めるべきだと思うか聞いたところ、「職業訓練等によるビジネスマナーや資格・技術を習得させる」と回答した割合が54.6%と最も高く、次いで「犯罪や非行をした人たちを雇用した企業や事業主を支援する」と回答した割合が36.3%、「人手不足の産業分野の関連団体に対して犯罪や非行をした人たちの雇用を推進するよう働きかける」と回答した割合が33.1%となっている。

「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、「国や地方公共団体に雇用する」と回答した割合が低く、「わからない」と回答した割合が高い。

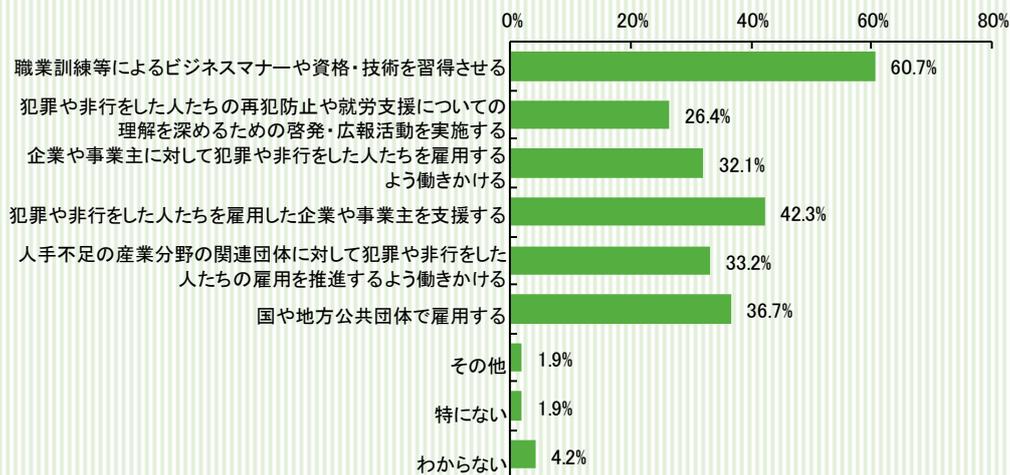
図表IV-13 犯罪や非行をした人の就職の機会を広げるための取組（複数回答、n=520）



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」

（平成25年実施）（n=1,855）

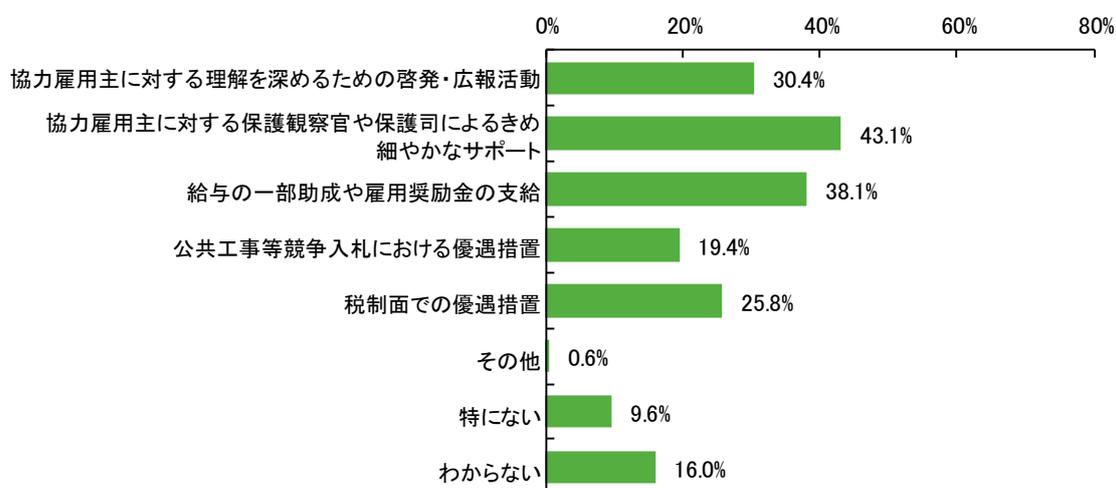


⑦ 協力雇用主に対してすべき支援

国や地方公共団体は協力雇用主に対してどのような支援をすべき聞いたところ、「協力雇用主に対する保護観察官や保護司によるきめ細やかなサポート」と回答した割合が43.1%と最も高く、次いで「給与の一部助成や雇用奨励金の支給」と回答した割合が38.1%、「協力雇用主に対する理解を深めるための啓発・後方活動」と回答した割合は30.4%となっている。

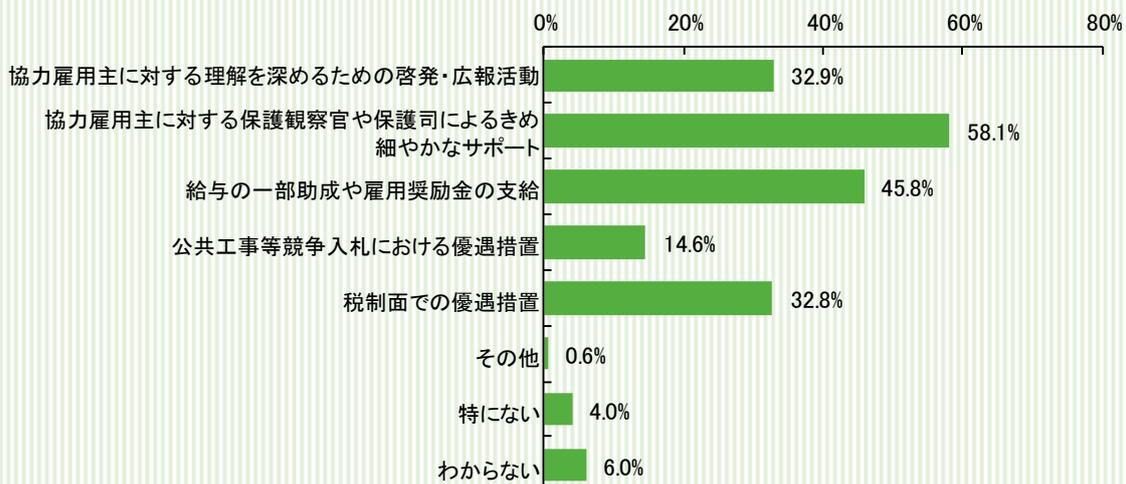
「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、「特にない」や「わからない」と回答した割合が高い。

図表IV-14 協力雇用主に対してすべき支援(複数回答、n=520)



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成25年実施) (n=1,855)

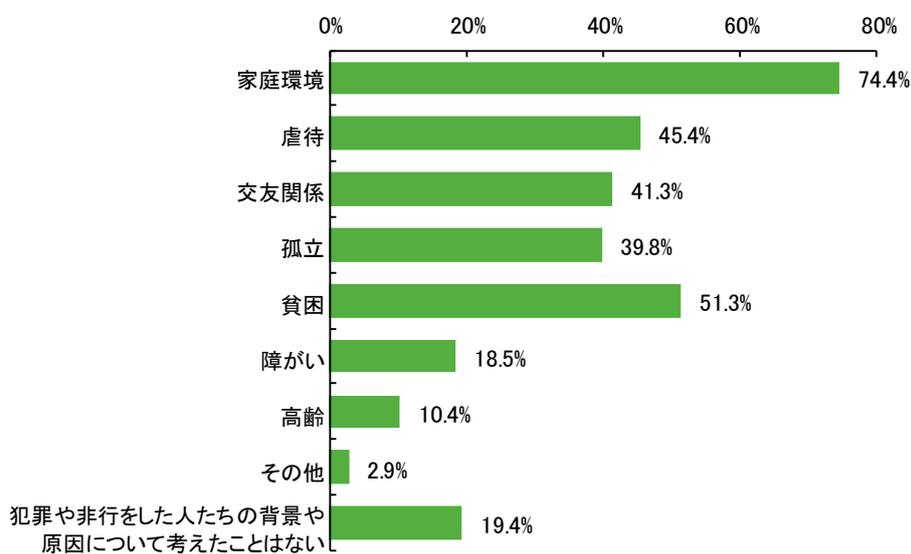


⑧ 犯罪や非行をした人たちの背景や原因として考えられるもの

犯罪や非行をした人たちの背景や原因について考えられるものについて聞いたところ、「家庭環境」と回答した割合が74.4%と最も高く、次いで「貧困」と回答した割合が51.3%、「虐待」と回答した割合が45.4%となっている。また、「犯罪や非行をした人たちの背景や原因について考えたことはない」と回答した割合は19.4%であった。

また、性別ごとにみると、男性に比べ女性は、「犯罪や非行をした人たちの背景や原因について考えたことはない」以外の選択肢を回答した割合が、同程度もしくは高く、思いを巡らせている傾向がみられる。

図表IV-15 犯罪や犯行をした人たちの背景や原因として考えられるもの(複数回答、n=520)



図表IV-16 犯罪や犯行をした人たちの背景や原因として考えられるもの(性別クロス集計)

※複数回答
上段:件数 下段:%

		全体	犯罪や非行をした人たちの背景や原因について考えたことはない	家庭環境	虐待	交友関係	孤立	貧困	障がい	高齢	その他
全体		520	101	387	236	215	207	267	96	54	15
			19.4	74.4	45.4	41.3	39.8	51.3	18.5	10.4	2.9
性別	男性	260	64	175	104	108	83	124	40	23	8
			24.6	67.3	40.0	41.5	31.9	47.7	15.4	8.8	3.1
女性	女性	260	37	212	132	107	124	143	56	31	7
			14.2	81.5	50.8	41.2	47.7	55.0	21.5	11.9	2.7

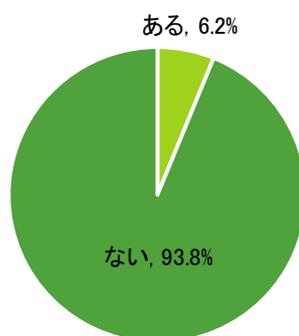
(3) 再犯防止に向けた取組や、犯罪や非行をした人たちとの関わり

① 犯罪をした人たちの立ち直りに協力した経験

1) 経験の有無

犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したことがあるか聞いたところ、「ある」と回答した割合は 6.2%、「ない」と回答した割合は 93.8%となっている。

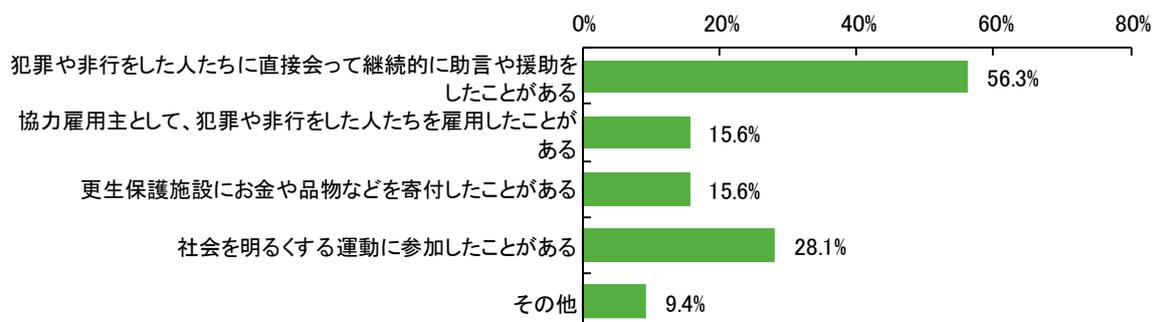
図表IV-17 犯罪をした人たちの立ち直りに協力した経験 (n=520)



2) 協力内容

経験の有無について「ある」と回答した 32 人に、どのような協力をしたことがあるのか聞いたところ、「犯罪や非行をした人たちに直接会って継続的に助言や援助をしたことがある」と回答した割合が 56.3%と最も高く、次いで「社会を明るくする運動に参加したことがある」と回答した割合が 28.1%となっている。

図表IV-18 立ち直りのために行った協力(複数回答、n=32)



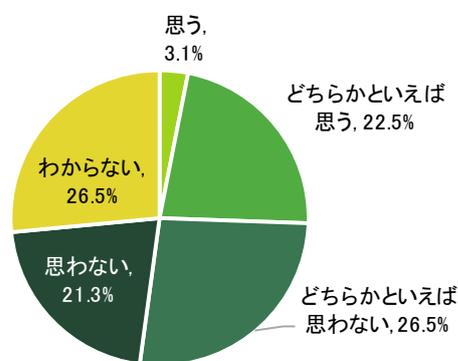
② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思うか

1) 協力意欲

犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したい（し続けたい）と思うか聞いたところ、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は合わせて25.6%、「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した割合は合わせて47.8%、「わからない」と回答した割合は「26.5%」となっている。

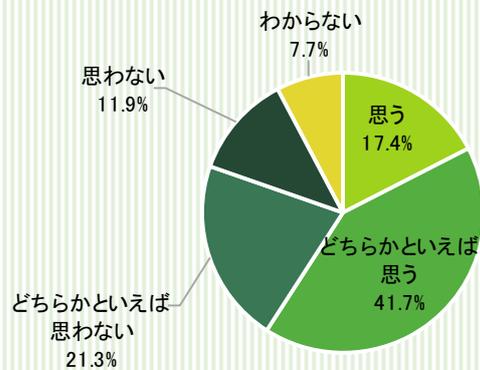
「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思うと回答する割合が低い。

図表IV-19 犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思うか (n=520)



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成25年実施) (n=1,855)

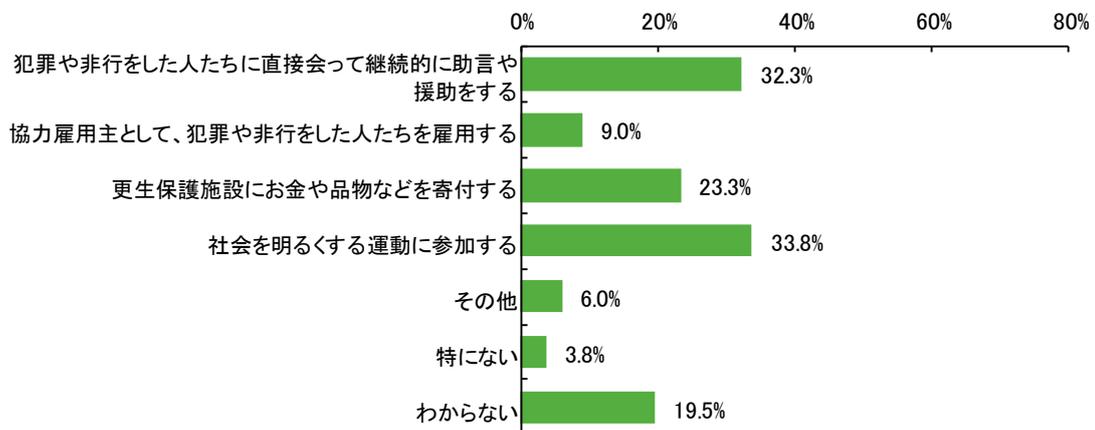


2) 協力内容

協力意欲について「思う」「どちらかといえば思う」と回答した 133 人に、どのような協力をしたい（し続けたい）と思うか聞いたところ、「社会を明るくする運動に参加する」と回答した割合が 33.8%と最も高く、次いで「犯罪や非行をした人たちに直接会って継続的に助言や援助をする」と回答した割合が 32.3%、「更生保護施設にお金や品物などを寄付する」と回答した割合が 23.3%となっている。

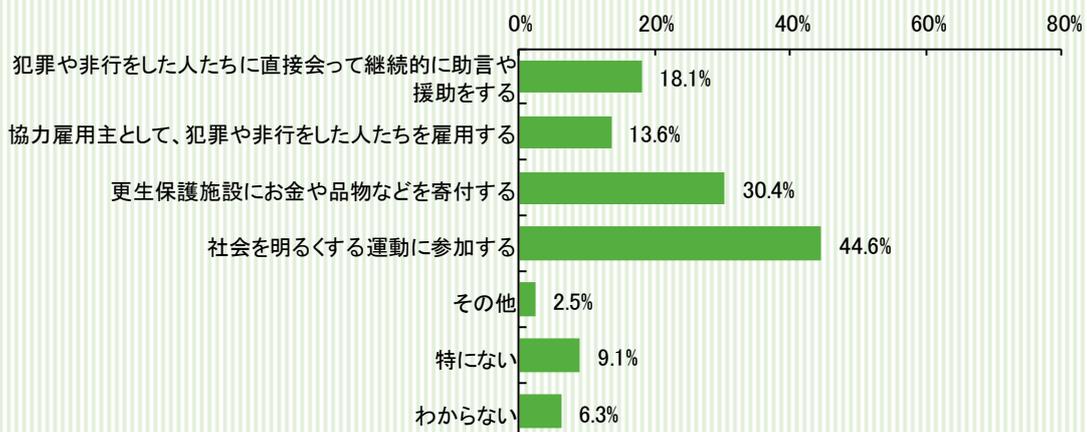
「再犯防止対策に関する特別世論調査」と比較すると、「犯罪や非行をした人たちに直接会って継続的に助言や援助をする」と回答した割合が高いが、「わからない」と回答した割合も高くなっている。

図表IV-20 立ち直りに協力したい内容(複数回答、n=133)



参考

「再犯防止対策に関する特別世論調査」
(平成25年実施) (n=1,855)

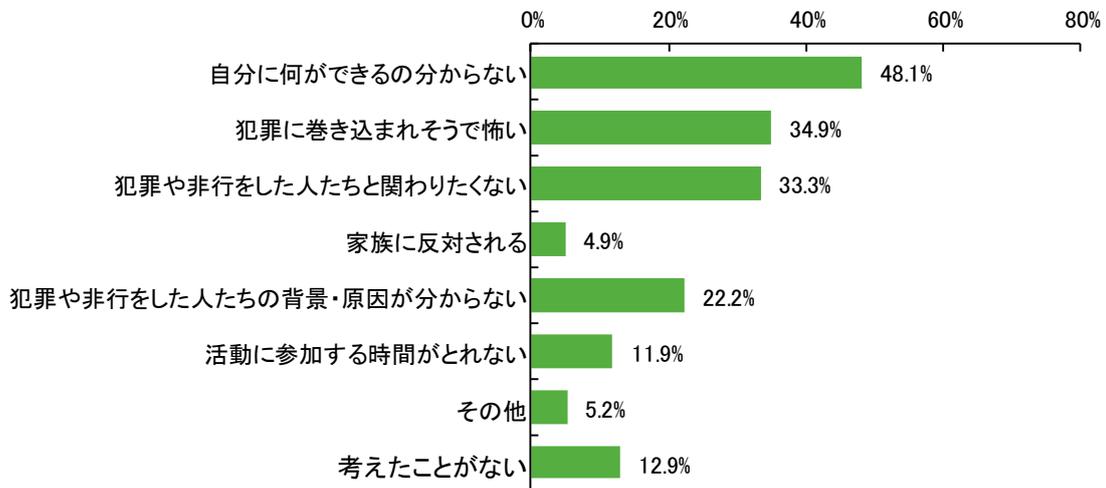


3) 立ち直りに協力したいと思わない理由

協力意欲について「思わない」「どちらかといえば思わない」「わからない」と回答した 387 人に、立ち直りに協力したいと思わない、またはわからない理由を聞いたところ、「自分に何ができるのか分からない」と回答した割合が 48.1%と最も高い。次いで、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」と回答した割合が 34.9%、「犯罪や非行をした人たちと関わりたくない」と回答した割合が 33.3%となっている。

また、性別ごとにみると、男性に比べ女性は、「自分に何ができるのか分からない」と回答する割合が高くなっている。

図表IV-21 立ち直りに協力したいと思わない理由(複数回答、n=387)



図表IV-22 立ち直りに協力したいと思わない理由(性別クロス集計)

※複数回答

※立ち直りに協力したいと「思わない」「どちらかといえば思わない」「わからない」回答者

		全体	自分に何ができるのか 分からない	犯罪に巻き込まれ そうで怖い	犯罪や非行をした人 たちと関わりたくない	家族に反対 される	犯罪や非行をした人 たちの背景・原因が 分からない	活動に参加する時間 がとれない	その他	考えた ことがない
全体		387	186 48.1	135 34.9	129 33.3	19 4.9	86 22.2	46 11.9	20 5.2	50 12.9
性別	男性	188	82 43.6	51 27.1	63 33.5	10 5.3	39 20.7	26 13.8	10 5.3	35 18.6
	女性	199	104 52.3	84 42.2	66 33.2	9 4.5	47 23.6	20 10.1	10 5.0	15 7.5

上段: 件数 下段: %

③ 社会復帰するために地域住民ができること

犯罪や非行をした人たちが、更生した後に「生きづらさ」を感じずに社会復帰するために、地域住民ができると思うことについて聞いたところ、473人から回答が得られた。抜粋した主な意見は以下のとおりである。

1) 周辺の人たちが犯罪や非行をした人たちのことを知る機会を設ける

- ・「生きづらさ」をしっかりと感じてもらうのも更生の一つだと思う。ただし、更生する場所は必ず作ってあげなければならず、地域の行事に積極的に参加してもらうことで住民と接する機会を重ねて信用を作っていくことはできると思う。(50歳男性)
- ・犯罪をした背景や状況を、できる範囲で地域住民が知ること。(64歳女性)
- ・犯罪者や非行をした人が更生した後の生きづらさを地域住民が理解できるような活動として、セミナー等を開催する。(38歳女性)

2) 犯罪や非行をした人たちと接点を作るための機会・活動を行う

- ・ボランティア活動への参加等、地域に貢献できることを一緒に行う。人がなかなかやりたがらないこと（地域のゴミ拾いや雪かき等）を自ら率先してやることや、そのような場所を設ける。(51歳女性)
- ・町内会の活動などで地域の人と交流し、人との関わり社会活動を深めて更生できるようにする。(52歳女性)
- ・地域住民の理解を深めるとともに、更生した人も地域社会の一員となれるように町内会活動等の地域に出る努力をしてみるのはいかがでしょうか。また、更生した人たちが集まるグループ等、悩みを共有できる機会を作ってはどうか。(43歳男性)
- ・更生できていることを周囲に理解してもらうために触れ合いの機会を多く作る。身近にいても安心で、さらには頼りになる存在になるように地域活動に取り組んでもらう。(47歳男性)

3) 専門家を配置し、地域住民の学習の機会を作る

- ・個人の善意のみに頼るのではなく、地域住民側も継続的に学習することが大切だと思う。社会復帰の核となる支援制度が根幹となって機能しなければ、地域住民の協力は得られないように感じる。受け入れる地域住民にも、相談できる専門家が必要になるのではないか。協力できることの内容は人によって異なるが、住民が「自分の住む地域ではこのようなことに取り組んでいる地域なのだ」ということをきちんと認識する必要がある。また、それを受け入れられない人には、別の地域で暮らす自由も必要ではないか。(48歳女性)

4) 犯罪歴等を意識せずに接する

- ・特に意識しないこと。そもそも、出所者であることを周囲に知らせる必要はない。(56 歳男性)
- ・もし近くに犯罪や非行歴のある人が住んでいると分かっても過剰に反応することなく、プライバシー保護のため情報を拡散しないこと。(27 歳女性)
- ・犯罪者として一辺倒に拒否・差別するのではなく、日常生活を過ごせるよう関心や気持ちを向けること。(27 歳女性)
- ・偏見等持たず、特別扱いすることなく、ほかの人たちと同様普通に接する。まずは「こんにちは」等、当たり前のあいさつから。(64 歳女性)
- ・罪を償い、目標をしっかり持ち自分自身にしっかり向き合い生活できることが可能なら、過去のことは目をつぶり信じて受け入れてあげることが良いと思う。(44 歳女性)
- ・犯罪者であったことを理由に軽蔑や差別することなく、一人の人間として平等に接する。(29 歳女性)

5) 個人情報の取り扱い

- ・情報公開した上で必要な援助について考える。(61 歳女性)
- ・情報の機密保持。(45 歳男性)

6) 見守る姿勢が大切

- ・あたたかく見守る。(38 歳男性)
- ・あまり干渉したり、無理に接触したりしない。(62 歳男性)

7) 就労場所を確保する

- ・働ける場所の提供。(36 歳女性)

④ 再犯を防止するための支援

犯罪や非行をした人たちの再犯を防止するための支援がどうあるべきかについて、自由な意見を聞いたところ、442人から回答が得られた。抜粋した主な意見は以下のとおりである。

1) 自立した生活を送れるようにする支援

- ・普通の生活をできるようにする以外にないような気がする。(72歳男性)
- ・ニュース等を見ていると犯罪や非行をした人は身体的、精神的、社会的いずれかの面で自立(自律)できていない印象を受けるため、直接的な支援よりも自立できる支援、動機づけの支援ができれば良いと思う。(19歳女性)
- ・刑務所の中では、反省する時間を与えるだけでなく、社会復帰の仕方や市民との付き合い方等、社会生活の手段を教える必要があると思う。しかし、何といても、社会で生活するには金が必要であるため、貧困社会からの脱却が必要だ。(71歳男性)

2) 訓練や雇用確保等の就労支援

- ・釈放時に、住居と3カ月程度の生活資金を与え、保護司を含めた就職支援センター等の組織を作り、早く仕事に就かせ自力で生活できる環境を整えるべき。犯罪の内容によって、社会復帰の支援体制は異なる。再犯に至った理由の分析等が必要であり、ある程度分類して支援策を検討した方が良い。(60歳男性)
- ・理屈上は理解してあげたいと思うが、実際に受け入れるのは難しいと思う。受け入れ企業に対する国の援助や、ほかの社員への教育が必要だと思う。(59歳女性)
- ・安定した雇用を提供することができれば、再犯は減ると思う。金銭的な余裕は精神的な余裕を生み、貧困は犯罪を生む。(32歳男性)
- ・働く場所の斡旋支援が第一に必要。やりがいのある仕事は人生を楽しくするし、生活の基盤ができるので再犯しづらくなると思う。(27歳女性)
- ・企業にもよるとは思うが、積極的に雇用しても良いと思う。そのために、スキルアップの研修や職業訓練等の催しを国として働きかけることも必要であると思う。(20歳男性)
- ・経済的に困窮すると再犯の可能性が高くなると思うので、職業訓練やビジネスマナー講習等でスキルを身につけて、国や自治体が働く場所を提供すると良いと思う。(59歳女性)
- ・経済苦や孤独感は犯罪や非行の要因であると思う。職業支援や精神面でのケアは絶対的に必要であり、身体・精神・経済面の安定はその人の安定につながると思う。さまざまな面での支援が必要だと思うので多くの事業所や支援センターの密な関わりが必要だと思う。(23歳女性)
- ・なるべく孤独にならないよう接すること。社会に馴染むために、仕事の面の特別なサポートが必要だと思う。働いて収入を得られる・社会で認められる人間に自立させることが大切だと思う。(52歳女性)

3) 教育や治療等のプログラムによる支援

- ・刑務所だけの更生は難しいと思う。犯罪をした理由は、個人の環境や性格によって異なるため、原因をよく見極め、個人にあったプログラムを出所後に更生施設で受けさせる必要があると思う。そのためには国が本当の更生までの支援をする必要がある。(50歳男性)
- ・犯罪をした人たちが、どうして犯罪を起こしてしまったのかについて、その人自身だけではなく、その人を取り囲んでいた環境にも焦点を当てて考えることで、今後同じようなことを繰り返さないようにアドバイスやその他の援助を行うと良いと思う。(19歳男性)
- ・犯罪や非行の内容や環境心理学の分析等、確実なアセスメントを通して、社会復帰や更生につなげることが1番だと思う。(57歳女性)
- ・犯罪や非行をした人の心のケアを丁寧にやっていく必要があるのではないかと。(49歳女性)
- ・犯罪の種類にもよるが、覚せい剤等の薬物犯罪等は裁くだけではなく、治療をすべきだと思う。(67歳女性)

4) 孤立を感じずに社会で生活できるような関わり

- ・犯罪や非行をした人を全部一括りにせず、精神的に犯罪を繰り返す人は専門家の治療を受ける必要があると思う。それ以外は、常に気にかけてあげることが大事だと思う。社会からの孤立や生きてきた環境が原因で、悪い方向に向かうことがあると思う。気にかけてあげることによって「自分は世の中に必要とされている」と感じる事ができれば、犯罪は減ると思う。程よい距離感を持つことが1番良いのではないかと。(43歳女性)
- ・出所後のケア等が最も重要だと思う。人との関わりを絶たず、孤独を感じないようにできれば良いが、今の日本では不可能だと思う。(50歳女性)
- ・些細なことにもその人物に関心を持って、関わっていける地域活動ができる世の中づくり。(50歳女性)

5) 犯罪や非行をした人たちが感じる「生きづらさ」について知ってもらうこと

- ・まずはこのような問題があることを周知することから始めるべきだと思う。(25歳男性)
- ・どのような支援があるのか知識がないので、地域社会に広く周知していく必要がある。また、支援するにあたり安全や補償が確実でなければ、協力しかねるので明確な情報を提供しなければならない。(38歳女性)

6) その他

- ・人として「やるべきこと」「やってはいけないこと」について、倫理や道徳の教育を義務教育で行う。(64歳女性)
- ・地域や企業が支援することに対して優遇するよりも、公的な機関で再犯を防止する仕組みを作る方が良いと思う。(28歳男性)
- ・犯罪を起こした人たちが集まって社会復帰できる訓練所があれば良いのではないかと。(30歳女性)

1 調査目的

再犯防止に向け先進的な事業や取組を実施する全国の自治体や民間団体等を発掘し、事業や取組の内容を把握することを目的に実施した。

2 調査概要

調査対象	調査日	調査方法
(1) 沼田町就業支援センター ■ 開設年月 平成 19 年 10 月 ■ 所在地 北海道雨竜郡沼田町南 1 条 3 丁目 9-21 旭川保護観察所沼田駐在官事務所	平成 30 年 10 月 25 日	聞き取り調査
(2) 長崎県地域生活定着支援センター ■ 開設年月 平成 21 年 1 月 ■ 所在地 長崎県諫早市福田町 357-1 ブルースカイ 2 階	平成 31 年 2 月 13 日	聞き取り調査

3

調査結果

(1) 沼田町就業支援センター

■ 就業支援センターとは

就業支援センターとは、自立更生促進センターの1つである。自立更生促進センターは、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設であり、全国に4か所設置されている。

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設が「自立更生促進センター」と呼ばれ、主として農業等の職業訓練を行う施設を「就業支援センター」と呼ぶ。現在、少年院仮退院者等を対象とした沼田町就業支援センター、成人の仮釈放者等を対象とした茨城就業支援センターの2施設がある。

(参考：平成29年版犯罪白書)

概要

沼田町就業支援センターの定員は男子12名。対象者は主として少年院仮退院者及び保護観察処分少年である。入所条件として、①26歳未満であること、②沼田町就業支援センターへの入所を希望していること、③農業実習に対する意欲を持っていること、④集団生活になじむこと、があり、このほか沼田町との協定において、⑤強い粗暴傾向が認められないこと、⑥性非行の傾向が認められないこと、⑦放火癖が認められないこと、⑧薬物依存の状態にないこと、⑨保護観察期間が1年程度確保できること、と定められている。実習や自立には1年程度の期間を要すると考えているが、現状、保護観察期間が6か月以上確保できる者も、自立資金を蓄えることができるため受け入れている。

沼田町就業支援センターの目的は、保護観察対象少年を受け入れ、①宿泊させて保護観察、②実習農場等における職業訓練の実施、③豊かな自然環境の下での農業体験を通じた人格の陶冶と情操の涵養により、その改善更生を図り、自立を助けることである。

入所者は、月曜日から土曜日まで実習を中心とした生活を送る。自由時間には沼田町内であれば20時の門限まで外出することもできる。休日は終日自由時間であり、届け出があれば深川市まで外出することも可能。町内行事やボランティア団体との交流、BBS会のグループワーク

等を行うこともある。夕食後の自由時間には、入所者の状況に応じて入所者と職員（保護観察官）で話し合いを行うこともある。

図表 V-1 実習のある日の1日（例）

6:00	8:30	13:00	17:00	18:30	22:00
起床	身支度 朝食 実習準備	実習	昼食	実習	自由時間 夕食
					自由時間 就寝

再犯防止に資する先進的取組

1) 保護観察官等による日常生活の指導

沼田町就業支援センターに収容して生活させるが、少年院とは異なり、自立後の生活を見据え、1人で自律した生活ができるよう、社会生活の訓練を実施しており、沼田町就業支援センターの規則に反したりほかの入所者に迷惑をかけたりしない限り自由に過ごすことができる。決められた時刻の間に入浴や洗濯、担当する清掃等を済ませればよく、身支度や洗濯の仕方等を知らない入所者に対しては、保護観察官が生活指導等を行っている。

個別指導として、沼田町就業支援センターで開発した自立支援プログラムに基づき、金銭管理、再犯防止等の指導、個別面接、日誌の記載等を実施している。具体的な金銭管理のプログラムとしては、自立後に所得税や住民税、国民健康保険料、光熱費、通信費等の支払いがどの程度になり、自由に使える金額としてどの程度残るのか計算させている。また、自分自身の非行の原因や状況、非行に至らなかった場合のストッパーについて、保護観察官と振り返り、再非行のリスクが高まる状況や対策を考えさせている。加えて、自立支援プログラムの効果測定を旭川少年鑑別所の職員の協力を得て実施している。旭川少年鑑別所では、社会生活技能訓練として、採用面接の電話申し込みの仕方等をロールプレイで学ぶことがあり、保護司が協力者として加わることもある。

資格取得への取組として、特に高等学校卒業程度認定試験と自動車運転免許に関して働きかけも行っている。高等学校卒業程度認定試験については、保護観察官だけでなく、BBS 会員や旭川少年鑑別所による指導も実施している。入所者のほとんどは中卒者や高校中退者であり、資格取得は本人の自信や就職につながる。沼田町就業支援センターを退所した者の中には、専門学校や大学に進学した者もいる。自動車運転免許に関しては、町立沼田自動車学校にて教習を受けており、送迎バスが実習先やセンターに来てくれる。普通自動車のほかに、準中型、大型特殊の自動車免許の取得も可能である。そのほか、退所後の進路に応じた資格取得の働きかけも行っており、入所者は自由時間を活用して、資格取得に向けた勉強や教習等に取り組むことができ、保護観察官はその支援を行っている。

沼田町や滝川公共職業安定所をはじめ、多くの団体や機関と連携することができているが、

さらに社会資源の豊富な地域であればより多くの協力を得られるのではないかとと思われる。現在、旭川少年鑑別所と連携しているが、移動に時間や人員が割かれることが課題となっている。

2) 地域住民との交流

社会参加活動、レクリエーション等として、地域のスポーツイベントへの参加、地元ボランティア主催の行事への参加、BBS 会とのグループワークへの参加等、地域との交流を実施している。また、社会貢献活動として、沼田町町営の福祉施設の清掃や留萌 BBS 会が主催する留萌市の海岸清掃に参加している。

入所者の多くは、警察官や保護観察官等の「官」が付く人物を「不利益な処分をする人」と認識し、素直に指導を受け入れられない傾向がある。その一方、地域住民は「『よそ者』である自分たちを受け入れてくれる人」であり、見返りなしに接してくれる存在である。地域住民との交流が、入所者の内面の変化に良い影響を及ぼし、保護観察官の指導を受け止められるようになるなど、更生に向けた重要な要素となっている。

3) 就農支援実習農場における実習訓練

沼田開発公社に農業実習を委託し、農場長と 5 名指導員の下、沼田町が整備する実習農場にて農作業を実施している。主に通年作業が可能なシイタケを栽培するほか、トマトやカボチャ等の季節作業や肉牛の世話だけでなく、実習プログラムの一環として、道の駅で栽培した野菜の販売等も行っている。また、沼田町内の保護司協力の下、農場以外での稲作・花卉実習を行っている。

実習手当として、1,500～3,000 円の日当が支給される。実習は週 6 日間あり、1 か月で 4～8 万円程度になる。月 5,000 円は小遣いとして手渡すが、そのほかは自己資金として貯める。6 か月で約 30 万円、1 年間で約 70 万円となる。

実習では、忍耐力が養われ、お金を稼ぐ大変さを実感することができる。また、実習で得た小遣いの用途に職員はあえて介入せず、ストレス発散等に使われるが、限られた金額をどのように使うかを考えることは金銭管理の実践になる。

図表 V-2 農業実習の年間スケジュール (例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
講義・施設外研修 (農家、加工場、農協等)											
肉牛肥育・シイタケ栽培											
			有機栽培 (加工用トマト、ケール等)								
			花の栽培 (スターチ等)								
			ハウス栽培 (ミニトマト、イチゴ等)								
			慣行作物栽培 (ブロッコリー、観賞用南瓜等)								

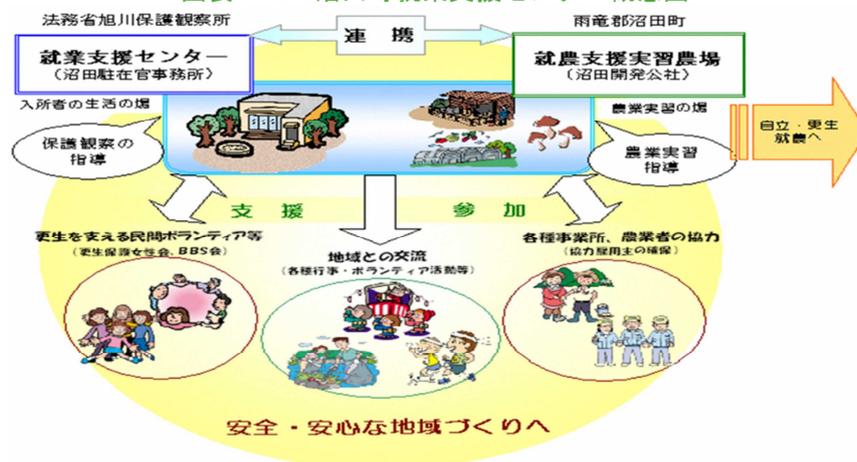
4) 退所後の住居及び就労先の調整

入所者は全国各地より来ているが、地元に戻れない事情があることや、就職面接で何度も帰省することができないなどの理由から、道内で就労する者が多い。入所者に対し、面接で希望分野等を聞き取り、必要な資料の提供や滝川公共職業安定所への同行、模擬面接等を実施している。就労先が決まれば、住居探しのために不動産会社に同行することもある。

希望業種に傾向はないが、極端な場合が多く、「何でも良い、やりたい仕事があるわけではない」という者が一定数いる一方、現実性に欠けた高望みや視野の狭い就労意欲を示す者も多い。また、発達障がい確定診断を受けた者や療育手帳を持った者、知的能力がグレーゾーンにある者も少なくないが、周囲の少年と同じように就労して自立を望む者もいる。

本人の自立の観点から、退所後に転職等で就職活動を行う可能性を見越して、企業探しや企業選び等については、必要な手続きがとれるようになるための訓練として、十分な助言は行うものの、できるだけ入所者自らに実施させている。しかし、退所日が決まっているにも関わらず、就労先が決まっていない入所者に関しては協力雇用主を調整することになる。滝川公共職業安定所だけでなく、沼田町とも連携し、退所後の就労先を調整している。入所者の多くは家族を頼ることができないため、就職時に保証人が必要な場合、法務省の身元保証制度等を活用することになるが、前歴等を秘匿して就職する場合は活用できない。また、住居に関しても、保証人不要の物件を探すこともあるが、割高になってしまう。

図表 V-3 沼田町就業支援センター概念図



具体的な支援事例

〈 ケース 1 10代・男性 〉

- ・農業での就労を希望したため、協力雇用主である町内の農家に相談。
- ・センター入所中にインターンシップとして、計4週間の実習を実施。
- ・退所後、インターンシップを行った農家に就労している。

(2) 長崎県地域生活定着支援センター

「長崎県地域生活定着支援センター」は、長崎県内で福祉事業を幅広く取り組む社会福祉法人南高愛隣会が、長崎県から委託を受け平成21年1月より運営している。

南高愛隣会理事長だった田島良昭氏らが取り組んだ厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(平成18年度から3か年)では、15庁の刑務所の入所者27,024人について調査した結果、このうち、知的障がいのある者、または、疑いのある受刑者は410人いる一方、療育手帳の所持者は26人とどまっていた。犯罪を行った障がい者等は、法や制度の狭間におり、福祉の支援が届かず犯罪を繰り返している実態がわかった。こうした状況を踏まえながら、南高愛隣会では、手帳未取得者に対する支援を中心に行ってきた。

再犯防止のためには、矯正施設在所中から、矯正・保護・福祉等の関係者が協働して支援することが重要かつ不可欠であるとして、協働支援のための司法と福祉をつなぐ連携の拠点として「長崎県地域生活定着支援センター」が全国に先駆けてモデル的に開設された。

平成21～26年度は被疑者・被告人段階からの福祉的支援に注力した。平成21～23年度においては主に弁護士等と協働した「判定委員会」等の取り組みを行って被告人段階からの支援を試行し、平成24年度には、検察庁等との協働により、「障がい者審査委員会」を設置して被疑者段階からの福祉的支援を試行した。さらに平成25年度には被疑者・被告人に対する支援を専門に行う「司法福祉支援センター」をモデル的に行うなどしている。

(参考：当該機関からの提供資料)

再犯防止に資する先進的取組

1) 特別調整等の矯正施設退所者に対する支援

矯正施設退所者で高齢または障がいがあり、帰住地がなく、福祉的支援を必要とする支援対象者に対して、コーディネート業務やフォローアップ業務を行う特別調整を主な業務として行っている。

具体的には、保護観察所等からの依頼に基づき、支援対象者に対し、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受け入れ先施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行う。すでに社会福祉施設等を利用している支援対象者については、受け入れ施設等に対して必要に応じて助言等行っている。

このほか、支援対象者本人またはその家族、更生保護施設、社会福祉施設等より、福祉相談及び支援の相談に対し、本人と面接する等して、助言その他必要な支援を実施している。

2) 被疑者・被告人段階における支援

被疑者・被告人の段階において、障がいに対する配慮が受けられていない者がいることから、被疑者・被告人段階から支援に関わり、身柄釈放時に福祉サービスにつなげる支援を行っている。

また、長崎県地域生活定着支援センターは、被疑者・被告人段階で関わりその後矯正施設に入所することになった支援対象者に対して、入所する矯正施設を把握できず継続的に関われないため、「長崎県地域生活定着支援センター」宛の手紙を拘留所勾留中に差し入れ、自身が入っている施設を連絡してもらうような工夫をしている。このほか、長崎県地域生活定着支援センターが被疑者・被告人段階で関わっていた支援対象者が、矯正施設退所時に適切な支援につながるように、保護観察所に対して、これまでに関わりがある矯正施設入所者のリストを提出し、支援対象者の情報提供を依頼している。

なお、これまでに長崎県地域生活定着支援センターが支援し、かつ、その中で再犯を行った者の中で、支援開始時点の比較をすると、被疑者・被告人段階から支援を開始した者の方が、矯正施設退所時から支援を行った者よりも、再犯した者の割合が低い。また、矯正施設に入所することは、例えば、住民票が職権削除されることで一般的な生活再建に時間がかかる等により社会復帰が困難になる等のケースもみられる。これらのことも踏まえ、長崎県地域生活定着支援センターでは、被疑者・被告人段階での支援に力を入れている。

3) 地域の関係者とのつながり活用

支援を円滑かつ効果的に実施するために、長崎県地域生活定着支援センターでは、矯正施設や保護観察所のみならず、医療や福祉などの関係機関とも連携している。例えば、支援対象者に関係する支援者らで「調整会議」や「ケア会議」と呼ばれる合同支援会議を開催するなどしている。

現在特に力を入れているのは、障がいのある支援対象者を福祉的サービスにつなげる際、「自立支援協議会」を活用することである。「自立支援協議会」とは、障害者総合支援法を根拠法とする法定協議会で、ほとんどの市町村に設置されており、障がいのある者の生活を支えることを目的に、障がい者の相談支援事業所やサービス事業所、その他関係団体が参加し、テーマ別に専門部会と呼ばれる部会も設置されている。こうした既存の会議体を活用することで、障がいのある支援対象者を支援する機関を見つけやすくしている。

さらに、長崎県においては、法務省による地域再犯防止推進モデル事業（平成30年度～）を受託し、「官民協働のネットワーク」づくりに取り組み、県内の行政機関、障がい分野、高齢分野、居住支援協議会等の各分野に関わる関係機関の連絡体制の構築を目指している。

4) 社会資源の活用

地域の社会資源として、更生保護施設や自立準備ホームといった主に矯正施設の退所者を対象とした施設を利用するだけでなく、精神科病院や生活保護施設等といった幅広い支援対象者を受け入れる各種施設も活用している。

また、更生保護施設の中には、生活していくにあたって各種支援を必要とする高齢者や障がい者については、日中の対応が難しいとして受け入れに結びつきにくい現状がある。長崎県の更生保護施設の場合、長崎県地域生活定着支援センターがコーディネートして地域の社会資源の活用を促し、生活環境を整えることで、高齢者や障がい者も入所できているケースがある。具体的には、更生保護施設内で入浴介助等のヘルパーや訪問介護の利用が可能となるよう調整しているほか、移動支援等のヘルパーの利用や、福祉的就労等への通所、精神科デイケア受診、同デイケア通所等による日中活動を行えるようにコーディネートを行っている。

5) 福祉関係機関及び地域住民への啓発活動

福祉の支援を必要とする犯罪者等について「知る」ことが重要であるとして、大学生に対する講義や講演を実施している。現在、特に連携している団体として、長崎県にある学生サークル「長崎多職種連携『たまごの会』」がある。医師の「たまご」である長崎大学医学科の学生と、ソーシャルワーカーの「たまご」である長崎純心大学の学生同士が、社会に巣立つ前の「たまご」の段階から交流し学びを深めることで、所属の壁ができる前に医療と福祉をつなげることを目的に設立されたサークルである。勉強会のほか、グループワークや刑務所参観を実施している。

具体的な支援事例

〈 ケース 1 60代・男性 〉

- ・身体障害1級（ろうあ）、住居侵入や窃盗で20回近く矯正施設に入所した経験を持つ。
- ・第一審の判決が出るタイミングで長崎県外の弁護士より連絡があり、長崎県地域生活定着支援センターが関わることになった。手話で会話を試みるも成立せず、筆談もほとんど通じなかった。
- ・後に判明したが、長期間の矯正施設での生活により、喋る能力・手話能力が著しく低下していた。また、筆談ができなかった理由として、軽度の知的障がい判明し、療育手帳を取得。
- ・片言の手話で「(刑務所は) 仕事をする所。楽しい」「あっち(刑務所)へ行って、仕事がしたい」と言っており、刑務所は刑罰の場ではなく賃金をもらえる仕事の場と認識していた。
- ・ろうあ者による窃盗集団に所属していたが、本人はろうあ者友達と全国を旅していると認識していた。
- ・20回近く矯正施設に入所していたにも関わらず、福祉的支援がなされていなかった。支援を開始して約8年経過するが再犯することなく、現在は障がい者芸術の世界でアーティストとして才能を開花させている。

〈 ケース 2 40代・男性 〉

- ・知的障がいがあり、療育手帳を持つ。
- ・住居侵入・窃盗で1回矯正施設入所経験。前科前歴3犯2回。
- ・10人以上の兄弟がいる。
- ・母親が障害基礎年金を管理し、2か月に1度3,000円を小遣いとして渡されていた。足りなくなった時に近隣の住居に侵入・窃盗していたようだ。
- ・母親と兄弟の大半に知的障がいの疑いがある。
- ・当時、行政や福祉関係者、地域住民も世帯のことを知ってはいたが、積極的な介入はなされていなかった。地域から孤立してしまったことで、困りごとを相談する相手がおらず、犯罪行為に至ってしまったようだ。犯罪行為を理由に地域から排除する動きが強まり、負の連鎖に陥ってしまった。
- ・長崎県地域生活定着支援センターの支援を受け、安定した生活を送っていたが、本人の意向により家族のもとに戻る。その後1度再犯し、現在は家族のもとで生活しているようだ。

〈 ケース 3 40代・男性 〉

- ・知的障がいがあり、療育手帳を持つ。
- ・住居侵入で5回矯正施設に入所。4回目の出所時は、他県の地域生活定着支援センターの特別調整を受けたが、4か月で再犯。
- ・児童養護施設で育ち、先輩に強要されたことから住居侵入を始める。そのうち目的が、金銭から、自分が経験したことのない幸せを壊すことになっていた。
- ・資金や住まい、仕事、福祉的支援を整えるだけでなく、それまでの人生で失ってきたものに着目しなければ、地域の中で社会生活を維持していくのは難しい。
- ・長崎県地域生活定着支援センターで特別調整し生活していたが、数か月で再び住居侵入。現在は手紙でやり取りし、関わり続けている。

1 調査結果まとめ

(1) 支援対策等に係る実態調査

再犯防止の支援対策に係る取組の実態を把握するため、犯罪者等を対象に支援を行う機関である「札幌保護観察所」「北海道地域生活定着支援札幌センター」へヒアリングによる調査を行った。「協力雇用主」へは郵送アンケートによる調査を行った。また、一般向けの支援・サービスを行う機関の中で、犯罪者等と関わりのある団体として、「ハローワーク札幌北」「生活困窮者自立相談支援機関ステップ」「医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック」「NPO 法人リカバリー」「NPO 法人北海道ダルク」へも犯罪者等との接点や関わり状況等についてヒアリング調査を行った。

「札幌保護観察所」「北海道地域生活定着支援札幌センター」へのヒアリング調査の中からは、更生に資する社会資源の偏在による適切な支援の難しさや、犯罪者等と関わる機関同士のさらなる連携体制の必要性、そのほか、地方公共団体や地域の福祉・医療関係機関とのネットワークづくりに関する課題などが挙げられた。

一般向けの支援・サービスを行う機関からは、犯罪歴の有無によって支援方法を変えていることはなく、むしろ本人が秘匿にしているとそのことに気が付かない状況であった。ただし、依存症や薬物事犯等の場合、受け入れ側のスキルや経験不足から受け入れを拒否するケースもあるようで、福祉や医療サイドの理解促進が求められる。

平成 29 年度に刑務所出所者等の雇用実績のある協力雇用主へのアンケート（発送数 70 件・回収数 29 件）からは、回答者の 7 割以上が今後も刑務所出所者等を積極的に雇用していきたいと答えている。一方、雇用が困難と思われる刑務所出所者等として、「年齢」と挙げた回答者が約 5 割、「障がいがある」・「犯罪内容」が約 3 割となっており、過去に刑務所出所等の雇用経験がある協力雇用主であっても、雇用に対するハードルは高いと捉える刑務所出所者等が存在することも明らかとなった。これらのことを踏まえると、例えば、高齢者や障がいのある刑務所出所者等については、就労支援に精通している福祉関係者と支援体制を構築していくことなどが有効であると思われる。

(2) 支援者等への実態調査

北海道内の保護司 3,077 名を対象に郵送によるアンケート調査を実施し、2,157 件（回収率 70.1%）の回答を得た。回答者の属性は、約 8 割が 60 代以上で、7 割弱が男性である。

これまでの保護観察・生活環境調整の担当件数は、10 件未満が約半数を占め、10 件以上 20 件未満が 15%となっていた。0 件と回答した保護司は 2 割弱であった。

現在の担当件数は 0 件が半数以上を占め、1 件が 26%となっており、ほとんどの保護司が現在は担当を持っていない。その一方で 3 件が 4.8%、4 件が 1.3%、5 件以上が 1.0%と人数は少ないものの複数名を担当している保護司もいる。

保護観察・生活環境調整としての関わりとしては、「家族や引受人等の面接」を挙げた保護司が 91.6%、「定期的な面談に加えての個人面談」が 71.3%となっており、対象者との主な関わりは、面接や面談であることがわかる。その中で、「就労意欲を高めるための声かけ」57.7%、「家計管理の相談・金銭管理の助言」27.5%、「求人情報の提供」22.3%、「面接の仕方、ビジネスマナーの助言」17.4%という結果から、対象者に合わせた助言を行っていることがうかがえた。加えて、「食べ物の提供」18.9%、「衣類の提供」5.0%を挙げた保護司もおり、実際の支援を行っているケースもある。さらに、回答した人数は少ないものの就職や住まいの身元保証人となっている保護司もいることが分かった。

対象者の保護観察を行う中で連携している機関としては、46.2%が「特になし」と挙げていることから、他機関との関わりは限定的であることがうかがえる。また、対象者を支援する上での課題そのものの認識を持っていない保護司も一定数いることも明らかとなった。

保護司の犯罪予防活動への参加については回答者のほとんどが参加したことがあると答えており、全体の 6 割弱が活動の効果を実感していると答えている。一方、36.7%は活動の効果を実感していないを挙げており、特に若年の世代の回答割合が高いことを踏まえ、今後内容を見直す必要性が示唆された。

保護司として活動するにあたって必要だと思う取組については、人材育成や住民理解、各種団体との連携、活動費の補助のいずれも半数近くの回答者が挙げている。また、保護司宅以外での面接スペースの確保についても 46.0%が挙げているため、今後保護司が活動しやすくなる環境づくりが求められる。自治体に取り組むべきものとしては、同様の項目が挙げられ、特に各種団体との連携を挙げた人が最も多くなっていることから、自治体の声掛けにより地域内の団体との接点を作っていくことを考えていく必要がある。

保護司のなり手がいない原因については、「難しい活動をしているとの印象がある」75.3%、「面倒な印象がある」62.9%となっており、保護司の活動内容が正しく認知されていないことが推察される。記述回答でも啓発の必要性や企業への理解促進、地域連携が必要といった回答が得られた。また、保護司の選定条件の見直しや複数名の保護司で 1 名の対象者を担当するといった活動方法の見直しについての意見も出された。

(3) 道民の意識調査

北海道内に居住する人を対象にインターネットによるアンケート調査を行った。回答数は520件で、性別（男性・女性）及び年代（20代以下・30代・40代・50代・60代以上）による割付を行っている。

犯罪や非行をした人たちが身近にいるかもしれないかという問いに対しては、半数以上が「思う」「どちらかといえば思う」と回答している。元受刑者が近隣に住むことの受け入れについては、「ぜったいに受け入れたくない」が11.9%、「できれば受け入れたくない」が53.1%となっている。この2つを比べると、身近にいる可能性を感じつつも元受刑者を受け入れたくないという感情を持つ割合が高いことがうかがえる。

「更生保護」「保護観察所」等の用語については、おおむね男性の方が、認知度が高い傾向が見られた。一方、犯罪や非行をした人たちの背景や原因については、男性より女性の方が「家庭環境」「虐待」「孤立」「貧困」等の原因を選択している割合が高い傾向が見られた。

犯罪をした人たちの立ち直りに協力した経験については、6.2%が「ある」と回答しており、人数は少ないもののこういった活動を行っている人が存在することが確認できた。さらに今後の活動への協力については、「思う」「どちらかといえば思う」が約25%となっており、協力意向を持つ道民が活動できる機会を作っていくことが求められる。記述回答で得られた意見からは、犯罪や非行をした人たちのことを知る機会の必要性や彼らとの接点づくり、地域住民の学習機会をつくるといったことが挙げられた。一方、立ち直りに協力したいと思わないと回答した方に対してその理由を聞いたところ、「自分に何ができるのかわからない」を約半数が挙げていることから犯罪者等の実態や課題を知ってもらい、一般住民にどういったことが求められているのかを広く周知していく必要がある。

(4) 道内外の先進事例調査

本業務で調査を行った2か所の先進事例について、今後の取組を考える上で参考となるポイントをまとめる。

① 沼田町就業支援センター（平成19年10月開所）

■ 退所後の生活を見据えた日常生活の指導

沼田町就業支援センターの特徴の1つが、宿泊させた環境で保護観察を行うことであり、退所後1人で自律した生活をするを見据えた訓練を取り入れている。そのため、起床時間や入浴、洗濯、掃除等は決められた時間の範囲内でそれぞれが自由に行っている。実習以外の自由時間には、沼田町内であれば外出することもできる。

個別指導では、沼田町就業支援センターが開発した自立支援プログラムをもとに金銭管理、再犯防止等の指導、個別面接、日誌の記載等を行っている。さらに、資格取得への支援も積極的に行っており、特に高等学校卒業程度認定試験と自動車運転免許取得への働きかけを積極的に行っている。

■ 実習農場等における職業訓練の実施

沼田町就業支援センターでは、職業訓練指導として農作業を取り入れている。活動場所となる実習農場は沼田町が整備し、実習を沼田開発公社に委託している。実習農場では、シイタケ栽培のほか、トマトやカボチャ等の露地野菜の生産、肉牛の飼養管理を行っている。入所者は、月曜日から土曜日は朝8時30分から17時まで途中昼食休憩を1時間挟みながら農作業にあたっている。道の駅で開催されるイベントで収穫物の販売を行うこともある。

■ 地域住民との接点づくり

社会参加活動、レクリエーション等として、地域のスポーツイベントへの参加、地元ボランティア主催の行事への参加等、地域との交流を実施している。

入所者の多くは、警察官や保護観察官等の「官」が付く人物を「不利益な処分をする人」と認識し、素直に指導を受け入れられない傾向がある。その一方、地域住民は「『よそ者』である自分たちを受け入れてくれる人」であり、見返りなしに接してくれる存在である。地域住民との交流が入所者の内面の変化により影響を及ぼし、保護観察官の指導を受け止められるようになるなど、更生に向けた重要な要素となっている。

② 長崎県地域生活定着支援センター（平成 21 年 1 月開設）

■ 矯正施設に入所するに至る前の段階での関わりを重視

地域生活定着支援センターは、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関であるため、主に矯正施設から退所する人を対象とした支援を行っている。長崎県地域生活定着支援センターでは、この支援に加え、矯正施設への入所に至る前の段階の対象者との関わりも重視している。

再犯を繰り返す者の中には、認知症や知的障がい、発達障がいと思われる人がおり、彼らを矯正施設に入所させることが更生に資するものか疑問に思われるケースが存在している。ひとたび矯正施設に入所すると、期間によって住民票が職権削除されることや、認知症の症状がより進んでしまうことなど、社会復帰のハードルが上がるととらえている。そのため、長崎県地域生活定着支援センターでは、矯正施設の入所に至る前の段階で関わりを持ち、再犯を繰り返してしまう根本的な原因として障がいや疾患を発見することに努めている。この段階で福祉分野の専門家の知見が入ったうえで処分が決まることや、適切な支援が行えることが再犯を減らしていくことにつながっている。

■ 地域の関係者との信頼関係づくり

長崎県地域生活定着支援センターでは、犯罪者等に関与する団体との関係づくりに注力してきた。検察・矯正施設・保護観察所との連携のほか、弁護士、地域の福祉・医療関係者とも関わりを持っている。

平成 24 年より法定化された自立支援協議会に着目し、長崎県地域生活定着支援センターとして参加している。専門部会として位置付けられている相談支援部会等を活用することで、矯正施設退所者等が福祉サービスを受ける手続きがスムーズに進むようになった。

障がいや高齢を理由に利用を断られがちな更生保護施設においても、地域の福祉事業所と連携することで、施設に入所している間に必要な支援は、地域の福祉サービスを利用できる体制を整えている。

■ 再犯防止への理解者を増やすための機会づくり

自立支援協議会のメンバーや学生サークルを対象に、刑務所の見学を含めた勉強会を実施している。矯正施設入所者への誤ったイメージを払拭し、それぞれの立場で関われる可能性に気づいてもらう仕掛けとして取り組んでいる。

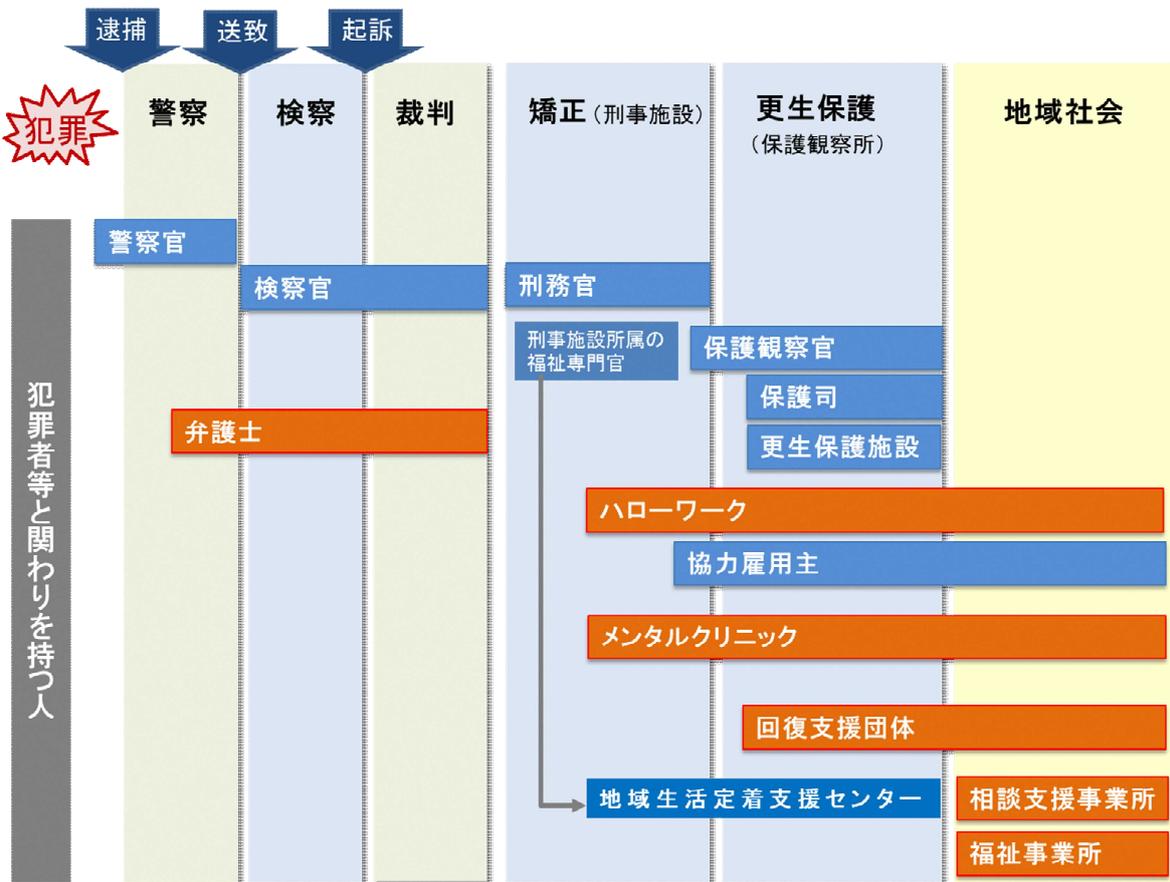
2 調査結果を踏まえての考察

(1) 介入者の役割分担と連携に対する課題

犯罪や非行行為が発生した後、警察・検察・裁判・矯正施設への入所・保護観察となるまでの過程において、それぞれの段階で犯罪者等に関わる介入者が存在している。図表V-1は犯罪発生以降の経過ごとに犯罪者等と関わる介入者を整理したものである。

本調査では、これらの介入者の一部に対し各種調査を行い、それぞれの段階において、犯罪者等に多様な介入者が各立場においてそれぞれの役割を果たしていることが確認できた一方、それぞれの立場における孤立感、他分野についての情報や理解不足も垣間見えた。

図表IV-1 犯罪発生以降の経過ごとの犯罪者等と関わる介入者



(2) 支援が届きにくい犯罪者等の存在

本調査から、犯罪者等の中には、本人にとって適切な支援に結び付いていない人がいることも明らかになった。例えば、認知症の症状が進み自分が刑務所に入所していることが分からなくなった人や、地域社会に居場所がなく矯正施設に戻りたいと望む人、判断能力が不足しており安易に犯罪行為に及んでしまう人（軽度の障がい疑われるケース）など、再犯につながる原因の1つとして、適切な支援が本人に届いていないことも一因となっていることが推察される。

本人が必要としている支援が届いていない可能性がある人を次に挙げる。

【本人が必要としている支援が届いていない可能性のある人】

- ・満期釈放者
- ・障がいグレーゾーンの人（本人に障がいの自覚無し）
- ・精神的な疾患がある人（本人に自覚無し）
- ・認知症の人
- ・社会的養護が必要だがそれが明らかになっていない人
- ・社会資源に限られる地域への帰住を求める人
- ・身元引受人がいない人 等

こうした支援が届きにくい状況の背景には、前記（1）で触れたように介入者同士の連携の不足が考えられる。例えば、介入者側に福祉的な知識が不足していること、各機関の間での情報伝達の仕組みが醸成途中であること、福祉や医療機関における犯罪者等への認識不足等が考えられる。合わせて、犯罪者等に正しい情報が届いていないこと、地域住民の理解の不足等もあると思われる。

3 再犯のない社会に向けて

道内における再犯率を下げていくため、本調査を踏まえての必要な取組として次のようなことが考えられる。

- ① すでに犯罪者等に関わる人の横の連携強化
- ② 地域の社会資源の活用（特に福祉・医療等の団体と基礎自治体とのつながりづくり）
- ③ 地域住民の犯罪者等への理解促進

① すでに犯罪者等に関わる人の横の連携強化

犯罪者等の支援に関わる関係機関同士の情報共有の場を持つことが有効と考える。各機関の取組内容を共有することに加え、実際に支援が必要となる個別ケースに対して、具体的なアプローチを行っていくことができれば、横の連携による支援の実績を積み重ねていくことにつながる。

② 地域の社会資源の活用（特に福祉・医療等の団体と基礎自治体とのつながりづくり）

道内の複数個所で福祉・行政を含む関係者を対象とした勉強会の実施が1つの方法として考えられる。矯正施設見学や犯罪者等との交流等を取り入れる等、参加する機関が当事者意識を持って再犯防止に資する取組に関わるような工夫が必要と考える。

③ 地域住民の犯罪者等への理解促進

矯正施設の実態や再犯防止推進の取組について広く道民に周知することと、犯罪者等の支援に関心を持つ人に協力してもらえるような機会をつくることの、2つを視点に取組を行うことが有効であると考え。現時点では、犯罪者等に対する一般住民の認識は低く、まずは現状を正しく知ってもらい、関心を持ってもらう試みが必要である。その一方で、道民の中にはすでに矯正施設退所者等の支援に関わっている人や、こういった取組への協力に関心を持つ人も一定数存在するため、協力への意識が高い人に対するアプローチを行うことも有効であると考え。

